

令和6年4月25日  
世田谷保健所健康企画課  
感染症対策課

## 「新型コロナウイルス感染症 世田谷区の対応記録」について

### 1 主旨

令和2年1月に国内で初の新型コロナウイルス感染症の患者が確認されてから、誰も経験したことがないパンデミックに対し、区は地区医師会、地域の医療機関等の関係者と共に総力戦で対応をしてきた。

今般、次の新興・再興感染症発生時の一助となるよう、約4年に渡って取り組んだ区の新型コロナウイルス感染症対応の記録について取りまとめたので報告する。

### 2 内容

新型コロナウイルス感染症における区のこれまでの対応等について別冊「新型コロナウイルス感染症 世田谷区の対応記録」のとおり

### 3 本冊子の位置づけ

本冊子は、令和6年4月1日に施行及び区ホームページにて公開した「世田谷区感染症予防計画」の別冊として位置づける。

### 4 本冊子の公開

本日（4月25日）の福祉保健常任委員会報告後、区ホームページへの掲載により公開する。

### 5 本冊子の配布

今後、製本した本冊子を「世田谷区感染症予防計画」とあわせて、図書館、区政情報センターへ区民の閲覧用として配布する。

# 新型コロナウイルス感染症 世田谷区への対応記録

令和6年3月  
世田谷区

## 目次

- 本編をお読みいただくにあたって…1
- 世田谷区は新型コロナウイルスとどう向き合ったか？…2
- 1 世田谷区における新規感染者数の推移…11  
(令和2年4月1日～令和5年5月7日)
- 2 世田谷区における主な取組み
- 年表:～未曾有の困難に立ち向かう～  
世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み…13
- 年表:国と東京都の動向及び区への取組み…24  
(1)令和2年1月～令和5年5月7日
  - ①本部体制・情報連絡体制
    - ア:世田谷区健康危機管理対策本部…42
    - イ:世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部…43
    - ウ:新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会…50
  - ②保健所体制の強化…52
  - ③相談
    - ア:新型コロナウイルス相談窓口(後遺症相談も含む)…53
    - イ:新型コロナウイルス感染症に関する「暮らしの総合相談窓口」…55
    - ウ:感染症アドバイザー派遣…56
    - エ:各種相談業務の拡充(人権擁護相談の手法改善、女性のための悩みごと・DV相談の拡充、男性相談の拡充)…57
  - ④検査
    - ア:従来型検査…58
    - イ:社会的検査…60
    - ウ:感染拡大に伴う緊急措置…63
      - ・区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(区施設等における配布事業)
      - ・医療機関への抗原定性検査キット配付
      - ・高齢、障害、保育施設等への抗原定性検査キット緊急追加配付
      - ・区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(薬剤師会における配布事業)
      - ・上用賀公園拡張用地における臨時検査会場の設置
      - ・東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携
- ⑤積極的疫学調査…66
- ⑥入院勧告・医療費公費負担決定…67
- ⑦患者移送…68
- ⑧証明書の発行 宿泊・自宅療養証明書を作成…69
- ⑨物資…70
- ⑩医療提供体制
  - ア:世田谷区医師会、玉川医師会との連携…71
    - ・世田谷区医師会による地域外来・検査センター開設
    - ・玉川医師会によるドライブスルー方式検査の実施
    - ・新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ同時流行対応
    - ・地区医師会による往診体制強化
      - ◆コロナ禍における世田谷区医師会の活動記録…73
      - ◆新型コロナウイルス感染症対応の記録…79

## 目次(続き)

- イ:区による医療提供支援…83
  - ・区独自の健康観察体制
  - ・世田谷区酸素療養ステーション(入院待機施設)の設置・運営
  - ・医療機関によるオンライン診療等体制の確保
- ⑪ワクチン接種…86
- ⑫経済政策
  - ア:経済政策…90
    - ・新型コロナウイルス感染症対策緊急融資
    - ・新型コロナウイルス感染症対策商店街向け融資
    - ・区民相談体制拡充(労働相談、経営相談、生活困窮相談など)
    - ・区内飲食店への支援事業(せたがやPay活用)
    - ・せたがやPayを活用した事業者支援
    - ・「東京都生活応援事業」を活用したプレミアム付区内共通商品券の発行
    - ・短時間・短期間の雇用マッチング事業ほか各種就労支援事業
    - ・区内飲食店応援冊子の発行
    - ・業態転換及び新ビジネス創出支援補助
    - ・クラウドファンディング支援事業
    - ・介護サービス事業所緊急支援金交付事業
    - ・区有地を活用したキッチンカー等移動販売の機会拡充による事業者支援の実施
      - ◆コロナ禍の事業者支援の一例…96
  - イ:アーティスト及び民間文化施設等支援事業(せたがや元気出せArtsプログラム)…97
- ⑬給付金等
  - ア:特別定額給付金事業…100
  - イ:住居確保給付金…101
  - ウ:新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金…102
  - エ:国民健康保険料減免…103
  - オ:介護保険料減免…104
  - カ:国民健康保険傷病手当金…105
  - キ:新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業…106
  - ク:子育て世帯への特別給付金等給付事業…107
    - ・令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金(国制度)
    - ・令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金(国制度)
    - ・令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(国・区制度)
    - ・令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(国制度)
    - ・令和4年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金(区制度)
    - ・乳幼児臨時特別給付金(区制度)
    - ・子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金を含む)
  - ケ:住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金…114
  - コ:新型コロナウイルスの影響を踏まえた生活困窮世帯の子どもの生活を応援する給付事業…115
    - ・休校中の緊急的な弁当配達
    - ・就学援助による昼食代補助(給食費相当額の支給)
    - ・生活困窮世帯の子どもへの主食の応援
    - ・高校生世代の子どもへの生活応援
    - ・中学3年生への新生活応援
    - ・子ども配食事業

## 目次(続き)

- サ:子ども関連施設等支援事業…119
  - ・新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園に対する支援事業補助金
  - ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業並びにファミリー・サポート・センター事業における緊急対応補助金
  - ・一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金
  - ・産後ケア事業等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業
  - ・私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金
  - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校等の臨時休業等によるファミリー・サポート・センター事業補助金
  - ・保育施設等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入費等補助金
- ⑭届出・証明
  - ア:住民票異動届出期間の猶予…125
  - イ:郵送による国外転出届の取消届…126
  - ウ:住民票の写しの交付手数料免除…127
  - エ:郵送による住民基本台帳事務における支援措置延長申出…128
  - オ:印鑑登録申請時の回答期限の延長(印鑑登録事務)…129
- ⑮住民税・軽自動車税
  - ア:軽自動車税(種別割)(三輪以上の軽自動車に限る)の所有権変更申請期限の延長に伴う課税処理…130
  - イ:特別区民税・都民税の申告期限の延長…131
  - ウ:地方税(特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割))の猶予制度【特例】…132
- ⑯公共施設・区主催イベントの対応…133
- ⑰高齢者施設等に対する感染症対策の主な取組み…138
  - ◆高齢者施設での感染症対策記録…140
- ⑱障害者施設等に対する感染症対策の主な取組み…142
- ⑲保育施設に対する感染症対策の主な取組み…144
  - ◆新型コロナウイルス感染症との闘い ～区立保育園の軌跡～…146
- ⑳小・中学校(区立)に対する感染症対策の主な取組み…150
  - ◆新型コロナウイルス感染症との闘い ～区立小学校の軌跡～…154
  - ◆新型コロナウイルス感染症との闘い ～区立中学校の軌跡～…156
- ㉑幼稚園(区立)に対する感染症対策の主な取組み…157
- ㉒児童相談所・一時保護所(令和2年4月開設)に対する感染症対策の主な取組み…158
- ㉓新BOP学童クラブに対する感染症対策の主な取組み…159
- ㉔児童館に対する感染症対策の主な取組み…161
- ㉕図書館に対する感染症対策の主な取組み…162
- ㉖区営住宅に対する感染症対策の主な取組み…163
- ㉗区民等への情報発信
  - ア:広報…164
    - ・感染者数等の公表
    - ・報道(取材)対応、動画配信、ホームページ、SNS・LINE・写真ニュース、区のおしらせ等
    - ・やさしい日本語による在住外国人への情報提供
  - イ:広聴…173
    - ・世田谷区民意調査
    - ・区民の声
  - ウ:新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害防止チラシの作成…175

## 目次(続き)

### ㊸その他

ア:世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金…177

イ:マスクや消毒液などの寄附の受け入れ…178

ウ:新型コロナウイルス対策のためのICT環境の整備…179

エ:各種取組みへの応援職員配置状況…180

### (2)令和5年5月8日以降（新型コロナウイルス感染症5類移行後）

区の対応方針…183

令和5年5月8日以降も継続とした主な区の実施…184

### 【別添資料】

世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度～令和5年度)

## 本編をお読みいただくにあたって

### 【感染流行とその時期について】

本冊子において新型コロナウイルス感染症の感染流行期を「波」と表現し、その時期は次のとおりとしています。

第1波	令和2年(2020年)1月～5月	第2波	令和2年(2020年)7月～9月
第3波	令和2年(2020年)11月～ 令和3年(2021年)3月	第4波	令和3年(2021年)4月～6月
第5波	令和3年(2021年)7月～10月	第6波	令和3年(2021年)12月～ 令和4年(2022年)3月
第7波	令和4年(2022年)7月～9月	第8波	令和4年(2022年)11月～ 令和5年(2023年)1月

## 世田谷区は新型コロナウイルスとどう向き合ったか？

### ◆コロナ禍の始まり◆

2020年(令和2年)1月15日、国内で初の新型コロナウイルス感染症の患者が確認されてから、徐々に国内へ感染が拡大していき、その結果人々の暮らしは大きく変化しました。

その災禍の中で世田谷区がこれまでどのような取り組みを行ってきたか区長として振り返りたいと思います。

世田谷区は、2020年(令和2年)1月27日に「世田谷区健康危機管理対策本部(後に世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部へ移行)」を立ち上げ、30日には相談窓口を設置しました。2月にはクルーズ船の感染者対応を区内医療機関でも担うこととなり、3月4日には区内で感染者が確認され、徐々にその数は増えていくことになります。

4月には国が緊急事態宣言を発出するなど、日本は新型コロナウイルス感染症の拡大するパンデミックに陥りました。

その中で初めに浮かび上がってきた問題は、発熱した区民がPCR検査を希望しても、すぐには受けることが出来ないということでした。

### ◆検査体制の拡充◆

区内で初めての感染者が確認されてから、「保健所の電話相談センターに連絡をしても、なかなか繋がらない。」という声が多く聞こえてきました。

また国は、検査体制に限りがある等の理由から、PCR検査を受けることができる目安のひとつを「37.5度以上の発熱が4日間以上続いたとき」としていました。

世田谷区では、区民の相談体制や検査需要に可能な限り対応しましたが、感染者は増え続け、保健所だけでは手がまわらなくなっている状態でした。

そこで、まず保健所体制を強化しました。PCR検査から結果告知、入院搬送まで保健所で全てをやる体制を改め、PCR検査は病院等の医療機関に検体採取を担ってくれるよう依頼し、検体搬送と検査は民間検査会社にお願ひし、入院調整後の患者移送は民間救急車も活用しました。各々のプロセスを保健所本体から一部分離することで負担を軽減するとともに、保健所職員を増加し、体制強化を図りました。

また国が緊急事態宣言を発出した4月7日同日に、世田谷区医師会や玉川医師会をはじめ、治療にあっていた病院の責任者などを招き、新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会を開催し、「検査体制を速やかに拡大すべき」という方針を確認し、世田谷区医師会の迅速な対応と協力を得て、4月8日にはPCR検査センターを、5月1日には世田谷区医師

2

会の保険診療による地域外来・検査センターを新たに発足させました。続いて玉川医師会にも協力をいただき、5月13日よりドライブスルー方式での検査も実施しました。

それまでは、保健所と一部民間病院の外来のみで行っていたものを、新たに区内に案内できる検査ルートを設けたことで、保健所の負担を減らすとともに、区内の検査量を増やすことができました。

5月25日、4月から続いていた緊急事態宣言の全面解除に比例するように、区内の感染者数も減っていきました。他の自治体では、この時期に検査体制を縮小したところもありましたが、世田谷区では、第2波、第3波を予想して、むしろ検査体制の拡充の準備を進める方向に舵をきりました。4月には約780件だったPCR検査数は、5月約1,400件、6月約1,500件、7月約4,600件と急増していきました。

このように世田谷区では当初から、国の方針に先んじて、検査体制を充実してきました。それは、検査・診断から治療にいたるサイクルをまわすことが重要だと考えたからです。この検査の徹底はいつしか新型コロナウイルス感染症対策のスタンダードな考えになっていきました。



※世田谷保健所・世田谷区医師会PCR検査センター

### ◆学びの場の確保◆

2020年(令和2年)3月、明治の学制発布以来、戦時中でも経験していない全国一律での学校休業となりました。

世田谷区には当時、区立小・中学校の児童・生徒が約4万9,000人いました。この突然の学校休業は大きな影響と戸惑いを子ども達、保護者、教職員にもたらしました。先行きが見えない中で学力や心の健康の心配もありました。区は教育委員会とともに、この子ども達の学びの場を確保するため、様々な工夫を凝らしました。

3

区立小・中学校において、登校時間を午前・午後や1日おきに分け、クラスの約2分の1に登校人数を限定する分散登校や、授業をオンラインで配信できるように準備したうえで、通常授業とオンライン授業の選択制を実施しました。

また、文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づき、学校及び家庭双方での活用を視野に入れ、区立小・中学校の児童・生徒1人1台のタブレット端末を、予定の時期から大幅に前倒して配備し、オンラインでの学習環境を整えました。ビデオ会議システムや授業支援アプリ等のインタラクティブな学習ソフトの活用が進んだことはコロナ禍に直面した状況だったからこそできた改革でした。

#### ◆社会的検査の実施◆

2020年(令和2年)7月27日、世田谷区の新型コロナウイルス感染症対策本部で行った有識者との意見交換会で、児玉龍彦・東京大学先端科学技術研究センター名誉教授から①PCR検査の思い切った拡充、②介護、保育等、社会機能維持のために欠かすことのできない仕事に就いている人たちに對する検査の2つの提案がありました。

児玉氏は流行当初から、ヨーロッパ各国の高齢者施設や医療施設などで、入居者や患者だけでなく職員も含めて施設丸

ごとコロナが蔓延し、治療も受けられないままに多くの人が亡くなっていつに強いの危機感を抱いておられました。そして「同じことを日本で起こさないように、戦略的に社会的検査を位置づけて、院内感染や施設内感染を徹底防止することが急務だ」と主張されていたのです。

そこで、世田谷区として高齢者施設などへの検査体制の準備をすぐに始めるとともに、高齢者施設を守るための定期的な一斉検査について、厚生労働省にも助言と制度的な確立を求めていきました。

その後、2020年(令和2年)8月28日、安倍首相の突然の辞任表明の記者会見において「重症化リスクの高い方がいる高齢者施設や病院では、地域の感染状況を考慮して職員への定期的検査」について言及されました。

9月15日に、感染拡大地域での高齢者施設等を対象としたPCR検査は「行政検査」として国費で負担することが厚生労働省から明らかにされ、世田谷区の提唱する「社会的検査」の重要性を厚生労働省も積極的に受け止めてくれました。世田谷区では高齢者施設等を対象に感染者を早期に発見し、重症化を避け、施設内でのクラスターを抑止することを目的とした社会的検査を2020年(令和2年)10月1日より開始しました。世田谷区での問題意識が先行して国へも伝わり、全国の感染防止対策をリードするかたちになったのです。

検査体制を構築するにあたり、当初は高齢者施設を中心に施

設ごとに巡回し、感染者が出ていなくてもPCR検査を行う「定期検査」のみを考えていました。

ところが、区内の介護施設・事業所だけで1,200か所以上あり、一巡するだけで相当の時間がかかってしまうという課題がありました。

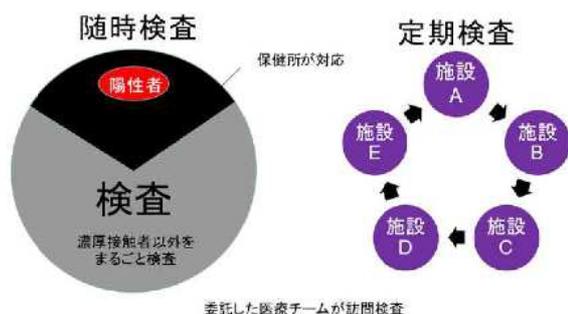
そこで、社会的検査の中に「随時検査」という枠組みを導入しました。これは、感染者の出た施設で職員・利用者全員を対象に施設を訪問し、全員検査をするというものです。

ここで実際にあった事例をあげると、区内の特別養護老人ホームの定期検査で無症状の職員10名の陽性者が確認され、その後未受検の職員・利用者を対象に随時検査を実施したところ、さらに職員3名及び入居者2名の陽性者が確認されましたが、ただちに感染防止対策を取ることができ、感染規模が大きくなる手前で、デイケアを休止するだけで入居者の一時退避のための転居等の必要はなく、施設機能は保持されました。

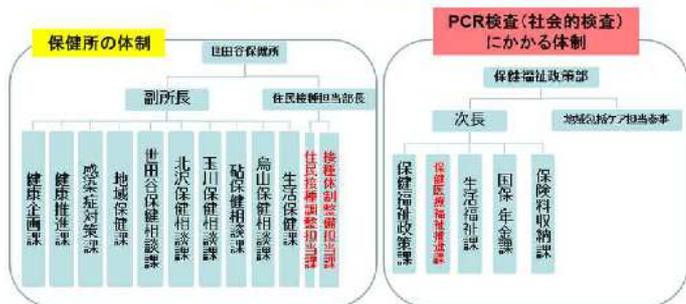
社会的検査は、当初の定期検査とともに始めた「随時検査」の体制をとったことが大きな成果を生みました。高齢者施設だけでなく、保育園や幼稚園などの子ども施設でも陽性者が出た場合、その直後に施設職員・利用者全員を対象に検査を行い、感染拡大を防ぎました。

世田谷区では、保健所の負担を軽減するため、保健福祉政策部がこの定期検査・随時検査を行い、その一部は民間事業者に委託しました。保健所に極力負荷をかけない仕組みを考案し、区役所一丸となって区民の生命と健康を守るスキームを構築しました。

#### 社会的検査



## 世田谷区組織図



さらに、2021年(令和3年)2月2日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では「特定都道府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画を策定し、2021年(令和3年)3月までを目途に実施するとともに、その後も地域の感染状況に応じ定期的の実施するよう求める。」との文言が盛り込まれ、感染拡大地域に対して、積極的に高齢者施設の検査を実施することは、国の方針になりました。

### ◆行政検査による検体プール検査法の実現へ◆

PCR検査の手法も、複数の検体を同時に検査する「検体プール検査法」を採用することで、コストの削減などが図れます。検体プール検査法とは、唾液などの検体を検査機器に1人分ずつかける通常の検査とは違い、複数人分の検体を混同して同時に検査するという手法です。

陰性であればそれで全員問題なしと判断し、陽性反応が出た場合だけ、混合前に、取り置いて保存しておいた検体を個別に再検査して、陽性者を確定させていきます。また例えば4人分をまとめて検査すれば、試薬の量が1/4となり、その費用を抑えることが期待できるメリットがあります。

### プール方式の導入



当時、アメリカや中国では当たり前に実施されていましたが、日本では単体検査以外認めていませんでした。国立感染症研究所では「まだ正確性が保障されていない」と判断を留保している状態で、行政検査導入への動きが滞っていました。

検体プール検査法の採用を提唱された前出の児玉氏が下北沢の街頭で無料検査実験を行い、2020年(令和2年)10月に区に「実証検証報告書」を提出していただきました。結果は単体検査も検体プール検査法の結果もいずれも同じであるというものでした。

その後、厚生労働省にプール検査法の検討を深めるよう依頼し、当時、田村憲久厚生労働大臣にも「報告書」を渡して、プール検査法の早期実施を促しました。続いて、2021年(令和3年)1月22日、田村厚生労働大臣(当時)は検体プール検査法の行政検査の承認を公表しました。

世田谷区からの提唱から時間差はあったものの、社会的検査と行政検査による検体プール検査法は国が認めて制度化しました。

なお、東京都が実施した「PCR等検査無料化事業」において区は川崎重工業株式会社と連携協定を結び、2022年(令和4年)1月14日から2023年(令和5年)5月7日まで区内で無料PCR検査を延べ80,425件実施しました。同社は、多くの検体を扱うべく、「自動PCR検査ロボットシステム」を用いて検査を実施。またここでは「検体プール検査法」を採用しておりました。

### ◆ワクチン接種の準備◆

区では、ワクチン接種に向けて、2020年(令和2年)12月に担当を配置し、準備を始め、2021年(令和3年)2月10日に住民接種担当部を立ち上げました。連日のように、接種方法を検討し、シミュレーションを続けて、当初は4月1日に開始予定だった「高齢者接種」に備えてきました。

当初、日本におけるワクチン接種はファイザー社のワクチンを医療機関・医療関係者の方が2月から3月にかけて接種し、その後4月から住民接種の第一順位である高齢者接種に入るはずでしたが、予定は遅れ、4月12日に、東京都では世田谷区と八王子市で、もっとも早く高齢者向けのワクチン接種(ファイザー社)が始まりました。

区では高齢者施設入所者を対象として、限られた数のワクチンを活用することにしました。

4月上旬に国から届いたワクチンは約1,500人分にすぎませんでした。一方、区内の高齢者数は約18万5,000人いるため、まずは高齢者施設の入所者・職員からの接種を始めることが合理的だと考えました。



※高齢者施設でのワクチン接種



※高齢者への接種予約支援

国からの情報を総合し、5月半ばから集団接種の本格開始が始められると予想していたさなか、4月14日に東京都から5月連休前に約1万5,000人分が届く旨の通知があり、高齢者を対象に5月3日から区内2か所の集団接種会場を先行して開くことを決めました。

また、高齢者施設での接種も同時並行で続け、6月下旬までに19か所の会場を順次開き、本格的な接種体制へ入っていました。

本格的に集団接種予約を受け付け始めるとコールセンターに想定以上の電話が殺到し、電話が全く繋がらない状況に陥りました。何十回、何百回と電話をかけてもコールセンターには繋がらず、ワクチン接種を諦めてしまう方もいらっしゃいました。

インターネットでの予約は、高齢者にとって、なかなか難しく圧倒的に電話予約の需要が多かったのです。

そこで、地域で活動する民生委員の方たちの協力で高齢者への声掛けを進め、区内28か所のまちづくりセンターに職員を急遽配置し、ワクチン接種予約のお手伝いをしました。

まちづくりセンターに行けば、その場で職員がインターネットから予約を受けつける仕組みで、実に約1万6,000人の方が利用されました。

#### ◆世田谷区独自の取組み紹介◆

上述した以外にも、区では独自の取組みを行ってききましたので、いくつかご紹介します。

ワクチン接種が本格的に開始されましたが、2021年(令和3年)8月末の区内の新型コロナウイルス感染症の自宅療養者は3,000人を超えていました。デルタ株が猛威をふるった時期です。

当時、都内の入院病床や宿泊療養施設の利用状況はひっ迫しており、新規感染者の大半が自宅療養をせざるを得ない状況でした。自宅療養中に体調が急変し、緊急に酸素投与が必要になる患者も増加していたため、世田谷区酸素療養ステーションを開設しました。(1か所目:令和3年8月31日~10月15日、2か所目:令和4年1月~令和5年5月)



※酸素療養ステーション 1か所目

また、当時の課題となったのは家庭内での感染でした。そこで、2021年(令和3年)12月には区内の保育園や幼稚園等に通う子どもがいる世帯を対象に抗原検査キットを配付しましたが、2022年(令和4年)の年明けに、さらに感染が急拡大したため、検査需要に対応すべく、急遽希望する区民や、通勤・通学で区内に通う人に無料で抗原検査キットを配布しました。

この時期には感染者が急増したことで、区や医師会のPCR検査センターも混み合い、地域のクリニックも朝から並んでも患者さんが多すぎて、検査を受けることができない状況となっていました。また全国的に抗原検査キットが品薄となったため、国が示す要件等に基づき、区で確保した抗原検査キットを緊急に、地域住民、医療機関や高齢、障害、保育施設等へ配付いたしました。



※抗原定性検査キット

一方、抗原検査キットの配付を受け、自身で検査をした結果、陽性となった場合はあらためて医療機関による診療・診断が必要となります。このため医療機関によるPCR検査の需要のさらなる増加に備えるとともに、区内医療機関の負担を少しでも減らそうと、上用賀公園拡張用地に臨時PCR検査車両を設置しました。小型バスくらいの専用の車両を5台用意し、無症状であっても検査を受けることができる体制を整備しました。



※臨時検査会場で設置した検査用車両

2022年(令和4年)8月にも感染者が急増する危機がありました。持病がなくオンライン診療で対応できる発熱者に検査→診断→投薬まで、ワンストップでできる医療機関によるオンライン診療の仕組みを確保しました。

熱や咳などの症状がある区内在住者は、専用WEBフォームへアクセスし、基本情報などを入力します。この時検査を実施していない方には、医療機関より抗原検査キットが自宅までバイク便で届けられます。その後診察予約を行っていただき、検査結果を踏まえオンラインでの診察を実施。診察後、医療機関より薬が処方され、再びバイク便で薬が届けられるものです。最短で朝、連絡をすれば、昼には診断がつき、夕方には薬が手元に届くことになります。

これらの取組みのように、区ではその時々に応じて、効果的な取組みを、全庁をあげて行ってきました。



※オンライン診断の様子

### ◆最後に◆

新型コロナウイルス感染症の拡大は私たちの生活を大きく変えました。

2020年(令和2年)1月以降、私たちは92万自治体として、誰も経験したことがないパンデミックを迎え、手探りで日々変わる状況に向き合いながら、総力戦で対処しました。

1人でも多くの生命を守り、先の見えない不安の中にある区民に正確な情報発信を続け、組織を柔軟に変化させながら対応を続けました。

世田谷区・玉川両医師会、地域の医療機関、そして世田谷保健所を中心とした臨戦体制が継続できたのも、関係者の皆様の献身的なご努力と区民の皆様のご理解があつてのことです。

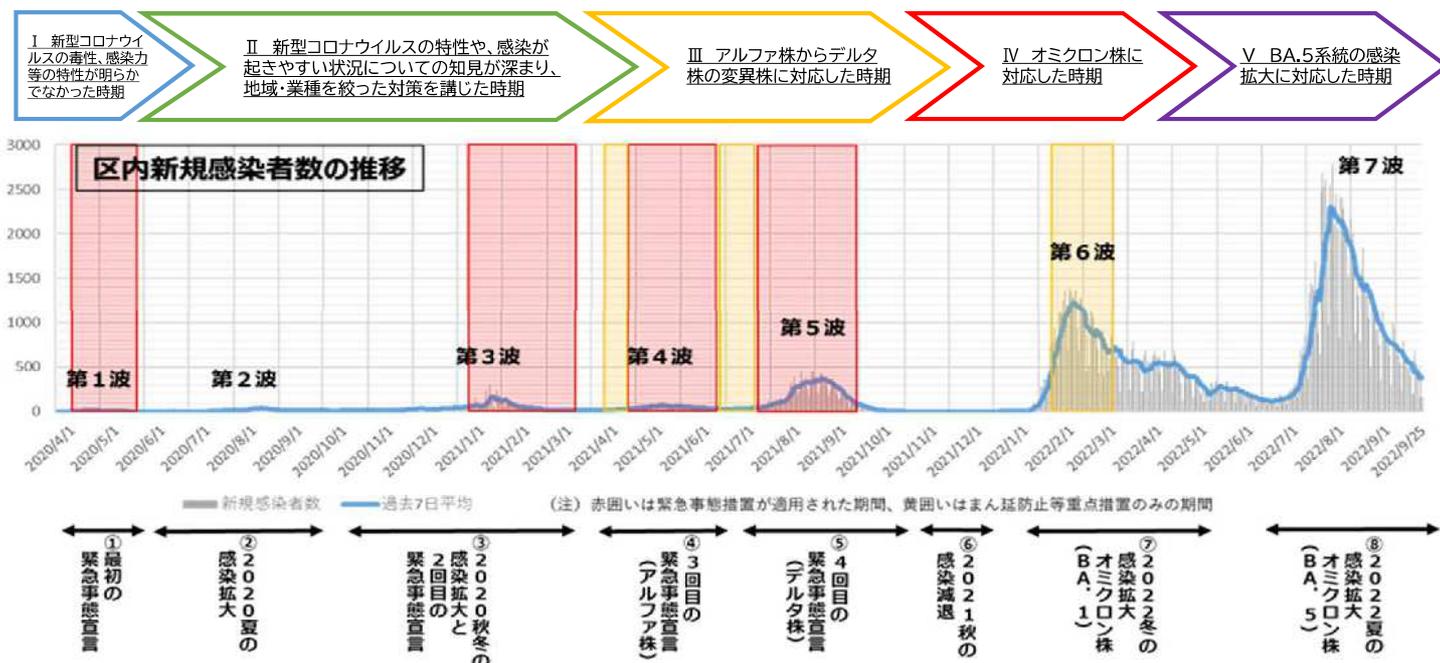
長期にわたる厳しい時期に、昼夜を問わず奮闘してくれた全ての皆さんに心からの敬意と感謝をささげます。

この間の全記録を残して、区職員の取組みの全体像をまとめておくことで、次のパンデミック対策に向き合う一助となれば幸いです。

世田谷区長 保坂 展人

# 1 世田谷区における新規感染者数の推移

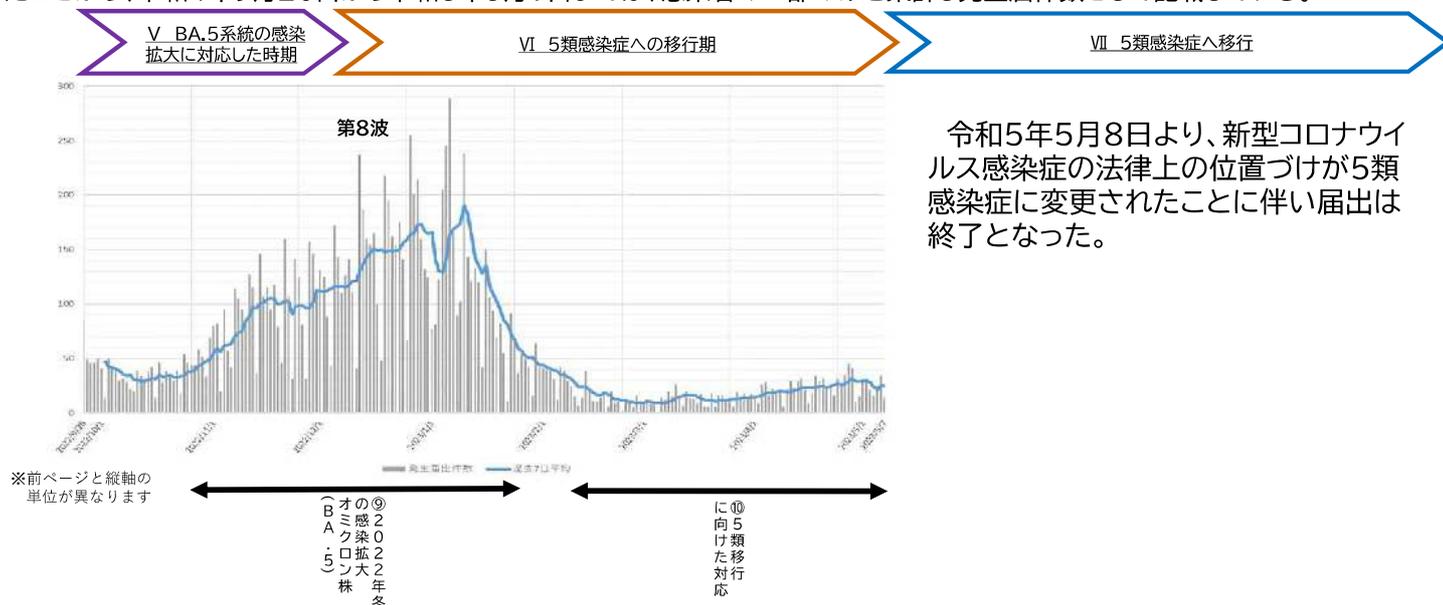
(1)令和2年4月1日～令和4年9月25日



# 1 世田谷区における新規感染者数の推移

## (2) 令和4年9月26日～令和5年5月7日

令和4年9月26日以降の全数把握の見直しにより、把握可能人数が発生届対象者(①65歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、④妊婦)のみに限られたことから、令和4年9月26日から令和5年5月7日までは、感染者の一部のみを集計し発生届件数として記載している。



12

## ～未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み

### 令和元年12月～令和2年3月

令和元年  
(2019年)  
12月

- ・世田谷区健康危機管理対策本部を設置(27日)
- ・新型コロナウイルス感染症相談窓口を設置(30日)

令和2年  
(2020年)  
1月

- ・帰国者・接触者電話相談センターを設置
- ・積極的疫学調査を開始
- ・新型コロナウイルス感染症患者への入院勧告・医療費公費負担決定を開始
- ・武漢からの帰国者(区内医療機関入院患者)への防疫対応
- ・ダイヤモンド・プリンセス号関係者(区内医療機関入院患者)への防疫対応

令和2年  
(2020年)  
2月

- ※区内初の感染者確認(4日)
- ・新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設等への移送開始(～令和5年5月)
- ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部を設置(26日)  
※1月に設置した、健康危機管理対策本部を移行
- ・保健所体制の強化①: 庁内の応援体制を構築
- ・休校中の緊急的な弁当配達の実施
- ・子ども配食事業の実施
- ・特別区民税・都民税の申告期限の延長(～令和4年4月)
- ・区民相談体制拡充(労働相談、経営相談、生活困窮相談など)

令和2年  
(2020年)  
3月

13

## ～未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み

### 令和2年4月

令和2年  
(2020年)  
4月

- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(7日)
- ・保健所体制強化②:外部からの応援受入開始
- ・世田谷区医師会の協力により、世田谷保健所PCR検査センターを設置(～令和5年5月)
- ・新型コロナウイルス感染症対策緊急融資①(～令和3年3月)
- ・新型コロナ感染症の感染拡大等の状況を踏まえた住居確保給付金制度の変更(以降、適宜実施)
- ・就学援助による昼食代補助の実施①(～令和2年6月)
- ・新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園に対する支援事業補助金の実施(～令和5年5月)
- ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業並びにファミリー・サポート・センター事業における緊急対応補助金の実施(～令和5年5月)
- ・私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の実施(～令和5年5月)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校等の臨時休業等によるファミリー・サポート・センター事業補助金(～令和3年3月)
- ・一部事由による住民票の写しの交付手数料免除
- ・郵送による住民基本台帳事務における支援措置延長申出の適用(～令和5年5月)
- ・軽自動車税(種別割)(三輪以上の軽自動車に限る)の所有権変更申請期限の延長に伴う課税処理(～令和5年4月)
- ・地方税(特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割))の猶予制度(～令和3年3月)
- ・公共施設・区主催イベントの対応(～令和5年5月)
- ・新型コロナウイルス感染症に関する感染者数等の公表開始
- ・高齢者・障害者施設等支援事業の実施
- ・世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金の募集開始



※世田谷保健所・世田谷区医師会PCR検査センター

14

## ～未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み

### 令和2年5月～令和2年6月

令和2年  
(2020年)  
5月

令和2年  
(2020年)  
6月

- ・世田谷区医師会による地域外来・検査センター開設(～令和5年5月)
- ・玉川医師会によるドライブスルー方式の検査センターの実施(～令和2年6月)
- ・感染症アドバイザー派遣事業の実施
- ・新型コロナウイルス感染症対策商店街向け融資の実施(～令和2年9月)
- ・短時間・短期間の雇用マッチング事業ほか各種就労支援事業(～令和4年3月)
- ・特別定額給付金事業の実施(～令和3年3月)
- ・令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金(国制度)の実施(～令和3年3月)
- ・郵送による国外転出届の取消届の適用(～令和5年5月)
- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(1日)
- ・宿泊・自宅療養証明書の発行開始
- ・新型コロナウイルス感染症相談窓口・帰国者・接触者電話相談センターに人材派遣を導入(8日)
- ・業態転換及び新ビジネス創出支援補助の実施
- ・クラウドファンディング支援事業の実施(～令和3年3月)
- ・介護保険料減免対応の実施(～令和5年3月)
- ・令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金(国制度)の実施(～令和3年3月)

15

## ～未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み

### 令和2年7月～令和2年10月

令和2年  
(2020年)  
7月

- ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(27日)
- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(29日)
- ・世田谷文化生活情報センター劇場施設利用料金の減額の実施(～令和2年9月)
- ・国民健康保険料減免対応の実施
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した者に対する国民健康保険傷病手当金の実施
- ・感染症対策研修(WEB配信)の実施

令和2年  
(2020年)  
8月

- ・東京都へ要望を提出(11日)  
(社会的検査実施に向けた支援)
- ・厚生労働省へ疑義照会(31日)  
(社会的検査の実施内容並びに検体プール検査法における行政検査の扱いについて)
- ・区内飲食店応援冊子の発行
- ・新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業の実施

令和2年  
(2020年)  
9月

- ・保健所体制の強化③:世田谷保健所に地域保健課、世田谷保健相談課、北沢保健相談課、玉川保健相談課、砧保健相談課、烏山保健相談課を設置
- ・アーティスト支援事業の実施(～令和3年3月)
- ・民間文化・芸術施設支援事業の実施(～令和3年3月)



※社会的検査(会場イメージ)

令和2年  
(2020年)  
10月

- ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(21日)
- ・社会的検査(定期検査、随時検査)の実施(定期検査は～令和3年9月)
- ・生活困窮世帯の子どもへの主食の応援(～令和3年3月)
- ・高校生世代の子どもへの生活応援(～令和3年3月)
- ・中学3年生への新生活応援(～令和3年3月)
- ・一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金の実施
- ・産後ケア事業等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業に実施(～令和3年3月)
- ・保育施設等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入費等補助金の実施

16

## ～未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み

### 令和2年11月～令和3年2月

令和2年  
(2020年)  
11月

- ・「帰国者・接触者電話相談センター」を「発熱相談センター」に名称を変更(1日)
- ・介護サービス事業所緊急支援金交付事業の実施(～令和3年3月)
- ・各総合支所に新型コロナウイルス感染症に関する「暮らしの総合相談窓口」を設置



※パルスオキシメーター

令和2年  
(2020年)  
12月

- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(2日)
- ・区内飲食店への支援事業(せたがやPay活用)(～令和3年8月)

令和3年  
(2021年)  
1月

- ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(18日)
- ・社会的検査(スクリーニング検査)の実施(～令和3年12月)
- ・パルスオキシメーター貸出の実施(～令和5年5月)
- ・在宅要介護高齢者の受入体制整備事業の実施
- ・在宅要介護者の受入体制整備事業の実施



※健康観察センター

令和3年  
(2021年)  
2月

- ・自宅療養者への支援を行う世田谷区自宅療養者健康観察センターを設置(区独自の往診体制の整備)(～令和5年5月)
- ・自宅療養者への飲料水等の生活支援物資配送開始(～令和5年5月)
- ・積極的疫学調査の一部業務委託開始(16日)
- ・新型コロナワクチンコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害防止チラシの作成、配布(～令和3年7月)



※生活支援物資

17

## ～未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み

### 令和3年3月～令和3年6月

令和3年  
(2021年)  
3月

- ・感染者情報等のデータ入力等委託開始(1日)
- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(3日)
- ・区有地を活用したキッチンカー等移動販売の機会拡充による事業者支援の実施



※新型コロナワクチン集団接種の準備

令和3年  
(2021年)  
4月

- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(7日)
- ・新型コロナウイルス感染症後遺症相談窓口の設置
- ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(14日)
- ・新型コロナワクチンの高齢者施設接種開始
- ・入院調整中等で酸素吸入が必要な自宅療養者へのフォローアップ体制を強化(28日)
- ・令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(国・区制度)の実施(～令和4年3月)

令和3年  
(2021年)  
5月

- ・新型コロナワクチンの集団接種開始
- ・新型コロナワクチンの高齢者等の予約支援開始



※高齢者施設でのワクチン接種

令和3年  
(2021年)  
6月

- ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業の実施(～令和5年3月)
- ・乳幼児臨時特別給付金(区制度)の実施(～令和4年3月)
- ・住民票異動届出期間の猶予取扱(～令和5年5月)
- ・印鑑登録申請時の回答期限の延長(～令和4年3月)
- ・移動困難な障害者等に対する福祉タクシー券の給付(～令和5年3月)
- ・厚生労働省へ要望書を提出(9日)(社会的検査で陽性となった事例のウイルス量に関する報告と分析結果を踏まえたCt値の活用等)



※新型コロナワクチン集団接種会場



※高齢者への接種予約支援

18

## ～未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み

### 令和3年7月～令和3年10月

令和3年  
(2021年)  
7月

- ・障害者施設向け接種支援(巡回接種、施設利用者専用レーン)の実施



※障害者施設向け接種支援

令和3年  
(2021年)  
8月

- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(11日)
- ・世田谷区酸素療養ステーションの開設(1カ所目)(31日～10月15日)



※酸素療養ステーション 1カ所目

令和3年  
(2021年)  
9月

- ・社会的検査(抗原定性検査(随時検査の補完、行事前検査))の実施(行事前検査は～令和5年3月)
- ・自宅療養者相談センター設置
- ・「東京都生活応援事業」を活用したプレミアム付区内共通商品券の発行(～令和4年1月)
- ・文化・芸術活動継続支援事業の実施(～令和5年3月)
- ・就学援助による昼食代補助の実施②

令和3年  
(2021年)  
10月

- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(18日)

19

## ～未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み

### 令和3年11月～令和4年2月

令和3年  
(2021年)  
11月

- ・せたがやPayを活用した事業者支援①(～令和4年1月)
- ・「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査」報告書発表
- ・厚生労働省へ要望(ワクチン3回目接種)及び情報提供(後遺症アンケート結果)(25日)



※酸素療養ステーション 2か所目

令和3年  
(2021年)  
12月

- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(16日)
- ・社会的検査(抗原定性検査(施設及び家庭における感染拡大防止))の実施(～令和5年3月)
- ・子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金を含む)の実施(～令和4年7月)



※東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携(代田区民センター)

令和4年  
(2022年)  
1月

- ・区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(区施設等における配布事業)
- ・医療機関への抗原定性検査キット配付の実施(～令和4年8月)
- ・東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携(～令和5年5月)
- ・地区医師会による往診体制強化(～令和5年5月)
- ・保健所体制強化④:国士舘大学・日本体育大学と「災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定」を締結、大学の救急救命士による自宅療養者のフォローアップ体制強化
- ・世田谷区酸素療養ステーション開設(2か所目)(～令和5年5月)

令和4年  
(2022年)  
2月

- ・高齢、障害、保育施設等への抗原定性検査キット緊急追加配付の実施(～令和4年3月)
- ・上用賀公園拡張用地における臨時検査会場の設置(～令和4年3月)
- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の実施(～令和4年12月)



※臨時検査会場で設置した検査用車両

20

## ～未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み

### 令和4年3月～令和4年6月

令和4年  
(2022年)  
3月

- ・区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(薬剤師会における配布事業)
- ・「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査(その2)」報告書発表



※抗原定性検査キット

令和4年  
(2022年)  
4月

- ・新型コロナウイルス感染症対策緊急融資②(～令和5年3月)
- ・新型コロナウイルス感染症相談窓口・発熱相談センターに外部委託を導入(1日)
- ・東京都への報告(後遺症アンケート)及び要望(防疫体制)(15日)
- ・令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(国制度)、令和4年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金(区制度)の実施(～令和5年3月)



※新型コロナウイルス感染症相談窓口・発熱相談センター

令和4年  
(2022年)  
5月

- ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(9日)
- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(30日)



※移転後のPCR検査センター

令和4年  
(2022年)  
6月

- ・保健所、世田谷区医師会のPCR検査センターを移転(1日)
- ・保健所PCR検査センターを増設(17日)



※増設したPCR検査センター

21



## 国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
元年 (2019)	12月	・中国武漢市における原因不明のウイルス性肺炎の発生に関して武漢当局が発表(30日)		
2年 (2020)	1月	・国内で初の新型コロナウイルス感染症患者を確認(15日) ・WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を宣言(30日) ・政府に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置(30日)	・都内初の感染者確認(24日) ・危機管理対策会議開催(24～29日) ・新型コロナウイルス対策本部を設置(30日) ・コールセンターの設置(29日) ・武漢からの帰国者の一部を都立・公社病院へ受入れ(29日) ・中小企業者等特別相談窓口の設置(30日)	・世田谷区健康危機管理対策本部を設置(27日) ・新型コロナウイルス感染症相談窓口を設置(30日)
2年 (2020)	2月	第1波 ・新型コロナウイルス感染症を感染症法における指定感染症に指定(1日) ・クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の横浜・大黒ふ頭沖での検査の開始(3日) ・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(帰国者等への支援、国内感染対策の強化、水際対策の強化、影響を受ける産業等への緊急対応、国際連携の強化等)を決定(13日) ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定(25日) ・全国規模のイベントの中止、延期、規模縮小等の対応を要請(26日) ・小学校・中学校・高等学校等について、3月2日から春休みまでの臨時休校を要請(27日)	・健康安全研究センターの検査体制拡充 ・民間検査機関の活用による検査可能件数の拡大 ・都主催イベント、都立施設の休止等 ・新型コロナ受診相談窓口・新型コロナ外来の開設(7日) ・都内病院に病床確保等を要請 ・都立・公社病院の患者受入拡大	・帰国者・接触者電話相談センターを設置 ・積極的疫学調査を開始 ・新型コロナウイルス感染症患者への入院勧告・医療費公費負担決定を開始 ・武漢からの帰国者(区内医療機関入院患者)への防疫対応 ・ダイヤモンド・プリンセス号関係者(区内医療機関入院患者)への防疫対応

※国の動向…厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

24

## 国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
2年 (2020)	3月	・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」(感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に既応した緊急措置等)を決定(10日) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正(13日) ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定(28日)	・学校臨時休業(2日～5月31日) ・都立・公社病院の重症患者受入体制強化 ・緊急融資制度の創設(6日) ・F/W補助金募集開始(6日) ・生活福祉資金特別貸付の受付開始(25日)	・区内初の感染者確認(4日) ・新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設等への移送開始(～令和5年5月) ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部を設置(26日)※1月に設置した、健康危機管理対策本部を移行 ・保健所体制の強化①:庁内の応援体制を構築 ・休校中の緊急的な弁当配達の実施 ・子ども配食事業の実施 ・特別区民税・都民税の申告期限の延長(～令和4年4月) ・区民相談体制拡充(労働相談、経営相談、生活困窮相談など)
2年 (2020)	4月	第1波 ・緊急事態宣言の発出(対象地域:東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県、期限:5月6日)(7日) ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、強靱な経済構造の構築などを決定(4月20日に一部変更決定))(7日) ・緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大(16日)	・東京都入院調整本部を設置 ・新型コロナ対策条例制定(7日) ・緊急事態措置等の実施(外出自粛・飲食店への時短要請等) ・STAYHOME週間(25日～5月6日) ・宿泊療養施設運用開始(7日) ・患者情報管理センターの立上げ(30日) ・病床3,300床を確保 ・感染拡大防止協力金の創設を公表(10日)	・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(7日) ・保健所体制強化②:外部からの応援受入開始 ・世田谷区医師会の協力により、世田谷保健所PCR検査センターを設置(～令和5年5月) ・新型コロナウイルス感染症対策緊急融資①(～令和3年3月) ・新型コロナ感染症の感染拡大等の状況を踏まえた住居確保給付金制度の変更(以降、適宜実施) ・就学援助による昼食代補助の実施①(～令和2年6月) ・新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園に対する支援事業補助金の実施(～令和5年5月) ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業並びにファミリー・サポート・センター事業における緊急対応補助金の実施(～令和5年5月) ・私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の実施(～令和5年5月) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校等の臨時休業等によるファミリー・サポート・センター事業補助金(～令和3年3月) ・一部事由による住民票の写しの交付手数料免除 ・郵送による住民基本台帳事務における支援措置延長申出の適用(～令和5年5月) ・軽自動車税(種別割)(三輪以上の軽自動車に限る)の所有権変更申請期限の延長に伴う課税処理(～令和5年4月) ・地方税(特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割))の猶予制度(～令和3年3月) ・公共施設・区主催イベントの対応(～令和5年5月) ・新型コロナウイルス感染症に関する感染者数等の公表開始 ・高齢者・障害者施設等支援事業の実施 ・世田谷区新型コロナウイルスとともに乗りこえる寄附金の募集開始

※国の動向…厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

25

## 国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
2年 (2020)	5月	第1波 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態宣言の期限を5月未まで延長(4日)</li> <li>緊急事態宣言の対象地域を縮小(北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川、京都、大阪、兵庫の8都道府県を除く39県を解除)(14日)</li> <li>厚生労働省「PCR等の検査体制の更なる強化について」を公表(15日)</li> <li>緊急事態宣言の対象地域を縮小(京都、大阪、兵庫を解除)(21日)</li> <li>緊急事態宣言の全面解除(25日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ公表(22日)</li> <li>宿泊療養施設2,865室を確保</li> <li>実質無利子融資の開始(1日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世田谷区医師会による地域外来・検査センター開設(～令和5年5月)</li> <li>玉川医師会によるドライブスルー方式の検査センターの実施(～令和2年6月)</li> <li>感染症アドバイザー派遣事業の実施</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策商店街向け融資の実施(～令和2年9月)</li> <li>短時間・短期間の雇用マッチング事業ほか各種就労支援事業(～令和4年3月)</li> <li>特別定額給付金事業の実施(～令和3年3月)</li> <li>令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金(国制度)の実施(～令和3年3月)</li> <li>郵送による国外転出届の取消届の適用(～令和5年5月)</li> </ul>
2年 (2020)	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針」を発売(2日)</li> <li>都道府県をまたぐ移動自粛要請について全国的に緩和(19日)</li> <li>新型コロナウイルス接触確認アプリ(略称:COCOA)配信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2波に備える新たな対応」とりまとめ(11日)</li> <li>新たなモニタリング項目公表(30日)</li> <li>東京アラート発動(2日～11日)</li> <li>感染防止対策徹底宣言ステッカー発行開始(12日)</li> <li>「東京都版コロナ見守りサービス」運用開始(12日)</li> <li>ガイドライン等に基づく取組を行う中小企業等の支援の開始(18日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(1日)</li> <li>宿泊・自宅療養証明書の発行開始</li> <li>新型コロナウイルス感染症相談窓口・帰国者・接触者電話相談センターに人材派遣を導入(8日)</li> <li>業態転換及び新ビジネス創出支援補助の実施</li> <li>クラウドファンディング支援事業の実施(～令和3年3月)</li> <li>介護保険料減免対応の実施(～令和5年3月)</li> <li>令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金(国制度)の実施(～令和3年3月)</li> </ul>
2年 (2020)	7月	第2波 <ul style="list-style-type: none"> <li>GoToトラベル事業の開始(22日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング会議を設置</li> <li>「東京都版CDC」創設準備の公表(6日)</li> <li>新たなモニタリング指標による分析の本格稼働(9日)</li> <li>保健所支援拠点の設置(20日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(27日)</li> <li>新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(29日)</li> <li>世田谷文化生活情報センター劇場施設利用料金の減額の実施(～令和2年9月)</li> <li>国民健康保険料減免対応の実施</li> <li>新型コロナウイルス感染症に感染した者に対する国民健康保険傷病手当金の実施</li> <li>感染症対策研修(WEB配信)の実施</li> </ul>

※国の動向…厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

## 国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
2年 (2020)	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」(感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し、検査体制の抜本的な拡充、医療提供体制の確保、治療薬・ワクチン、保健所体制の整備、感染症危機管理体制の整備、国際的な人の往来に係る検査能力・体制の拡充)を決定(28日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策条例改正(1日)(店舗等へのステッカー掲示等を規定)</li> <li>都立・公社病院でコロナ病床約1,000床を確保する方針公表(7日)</li> <li>宿泊療養施設3,044室を確保</li> <li>「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給(3日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都へ要望を提出(11日)(社会的検査実施に向けた支援)</li> <li>厚生労働省へ疑義照会(31日)(社会的検査の実施内容並びに検体プール検査法における行政検査の扱いについて)</li> <li>区内飲食店応援冊子の発行</li> <li>新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業の実施</li> </ul>
2年 (2020)	9月	第2波 <ul style="list-style-type: none"> <li>「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」を発売(15日)</li> <li>催物の開催制限を条件付きで緩和(19日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ専用医療施設の開設(東海大学医学部付属東京病院)</li> <li>保健所支援機能の強化(トレーサー班の設置)</li> <li>宿泊療養施設3,307室を確保</li> <li>雇用安定化就業支援事業を開始(28日)</li> <li>倒産防止特別相談窓口設置(28日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所体制の強化③:世田谷保健所に地域保健課、世田谷保健相談課、北沢保健相談課、玉川保健相談課、砧保健相談課、鳥山保健相談課を設置</li> <li>アーティスト支援事業の実施(～令和3年3月)</li> <li>民間文化・芸術施設支援事業の実施(～令和3年3月)</li> </ul>

※国の動向…厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

## 国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
2年 (2020)	10月	・ビジネスや留学などの滞在者を対象とした入国制限が緩和(新規入国対象の拡大)(1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京iCDC」立ち上げ(1日)</li> <li>感染症対策条例改正(15日)(都及び都民等の具体的責務の規定)</li> <li>高齢者の季節性インフルエンザ予防接種への補助</li> <li>ペット同伴者用の宿泊療養施設の開設(9日)</li> <li>「GoToトラベル」東京都への適用開始(1日)</li> <li>「もっとTokyo」の販売開始(23日)</li> <li>「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた都の実り」公表(30日)</li> <li>「新型コロナ受診相談窓口」の運営を終了し、「発熱相談センター」を開設(30日)</li> <li>診療・検査医療機関の指定(約2,400か所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(21日)</li> <li>社会的検査(定期検査、随時検査)の実施(定期検査は～令和3年9月)</li> <li>生活困窮世帯の子どもへの主食の応援(～令和3年3月)</li> <li>高校生世代の子どもへの生活応援(～令和3年3月)</li> <li>中学3年生への新生活応援(～令和3年3月)</li> <li>一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金の実施</li> <li>産後ケア事業等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業に実施(～令和3年3月)</li> <li>保育施設等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品購入費等補助金の実施</li> </ul>
2年 (2020)	11月	第3波 ・政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が緊急提言(最近の感染状況を踏まえたより一層の対策強化について)(9日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査処理能力約6.8万件/日を確保</li> <li>自宅療養者フォローアップセンターの設置</li> <li>保健所支援機能の強化(トレーサー班の拡充)</li> <li>東京における「GoToEat」一時停止(27日)</li> <li>「もっとTokyo」新規予約停止(28日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「帰国者・接触者電話相談センター」を「発熱相談センター」に名称を変更(1日)</li> <li>介護サービス事業所緊急支援金交付事業の実施(～令和3年3月)</li> <li>各総合支所に新型コロナウイルス感染症に関する「暮らしの総合相談窓口」を設置</li> </ul>

※国の動向…厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の実り(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

## 国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
2年 (2020)	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防接種法及び検査法の一部を改正する法律が成立(9日公布・施行)(2日)</li> <li>「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保など)を閣議決定(8日)</li> <li>GoToトラベル事業の全国一時停止を決定(14日)</li> <li>日本の空港検査の陽性検体(5名)から英国で報告された変異株が初めて確認(25日)</li> <li>全世界からの外国人の新規入国を12月28日から令和3年1月末まで停止することを決定(26日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変異株スクリーニング検査開始(28日)</li> <li>コロナ専用医療施設(旧府中療養センター)開設(16日)</li> <li>病床3,500床、宿泊療養施設3,961室を確保</li> <li>「GoToトラベル」利用自粛呼び掛け(2日)</li> <li>「年末特別」中小企業・雇用就業対策の実施</li> <li>「GoToトラベル」全国一斉停止(28日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(2日)</li> <li>区内飲食店への支援事業(せたがやPay活用)(～令和3年8月)</li> </ul>
3年 (2021)	1月	第3波 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態宣言の発出(対象地域:東京、埼玉、千葉、神奈川。期限2月7日)(8日)</li> <li>緊急事態宣言の対象地域を拡大(栃木、愛知、岐阜、大阪、京都、兵庫、福岡を追加。計11都府県)(13日)</li> <li>医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法において、検体プール検査法を用いた行政検査及び抗原簡易キットによる検査について、その内容を示す(22日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間入院調整窓口を設置</li> <li>パルスオキシメーター貸与を開始</li> <li>一都三県で緊急事態宣言の発出を政府に要請(2日)</li> <li>鉄道の終電時刻繰り上げの前倒しを鉄道事業者・国交省に要請</li> <li>緊急事態措置等の実施(外出自粛、飲食店への時短要請等)</li> <li>都立・公社3病院のコロナ重点病院化(13日)</li> <li>保健所支援機能の強化(トレーサー班の拡充)</li> <li>病床4,700床、宿泊療養施設4,947室を確保</li> <li>「中小企業等による感染症対策助成事業」を開始(4日)</li> <li>協力金の店舗ごとの支給(8日)</li> <li>協力金の支給対象を大企業にも拡大(22日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(18日)</li> <li>社会的検査(スクリーニング検査)の実施(～令和3年12月)</li> <li>パルスオキシメーター貸出の実施(～令和5年5月)</li> <li>在宅要介護高齢者の受入体制整備事業の実施</li> <li>在宅要介護者の受入体制整備事業の実施</li> </ul>

※国の動向…厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の実り(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

## 国と東京都の動向及び区の実施

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実施
3年 (2021)	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言の期限の3月7日までの延長(栃木県以外の10都府県)を決定(2日)</li> <li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法の改正法案が成立・公布(13日施行)(3日)</li> <li>・緊急事態宣言の対象地域を縮小(愛知、岐阜、大阪、京都、兵庫、福岡の6府県を解除)(28日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都、区市町村、医師会等によるワクチンチーム発足(3日)</li> <li>・集中的検査開始</li> <li>・後方支援病院への支援開始</li> <li>・病床5,000床、宿泊療養施設6,010室を確保</li> <li>・都内の特産品販売の特設ページを開設(26日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅療養者への支援を行う世田谷区自宅療養者健康観察センターを設置(区独自の往診体制の整備)(～令和5年5月)</li> <li>・自宅療養者への飲料水等の生活支援物資配送開始(～令和5年5月)</li> <li>・積極的疫学調査の一部業務委託開始(16日)</li> <li>・新型コロナワクチンコールセンターの設置</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害防止チラシの作成、配布(～令和3年7月)</li> </ul>
3年 (2021)	3月	<p style="text-align: center;">第3波</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言の期限の3月21日までの再延長(東京、埼玉、千葉、神奈川)を決定(5日)</li> <li>・「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」(飲食の感染対策、変異株対策の強化、モニタリング検査などの感染拡大防止策の強化、ワクチン接種の着実な推進、医療提供体制の充実)を決定(18日)</li> <li>・緊急事態宣言の全面解除(21日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MIST(東京都新型コロナウイルス感染者情報システム)の導入</li> <li>・ワクチン副反応相談センター開設(1日)</li> <li>・医療従事者等接種開始(4日)</li> <li>・コロナ対策リーダー開始(22日)</li> <li>・保健所支援機能の強化(トレーサー一班の拡充)</li> <li>・病床5,048床、宿泊療養施設6,010室を確保</li> <li>・「中小企業等による感染症対策助成事業」の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者情報等のデータ入力等委託開始(1日)</li> <li>・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(3日)</li> <li>・区有地を活用したキッチンカー等移動販売の機会拡充による事業者支援の実施</li> </ul>

※国の動向…厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

## 国と東京都の動向及び区の実施

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実施
3年 (2021)	4月	<p style="text-align: center;">第4波</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言を発出(対象地域:東京、京都、大阪、兵庫。5月1日まで)(23日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止等重点措置の実施(23区及び多摩6市・12日～24日)</li> <li>・緊急事態宣言の発出を政府に要請(21日)</li> <li>・「徹底点検TOKYOサポートプロジェクト」開始(12日～)</li> <li>・検査処理能力約9.7万件/日</li> <li>・L452R変異株スクリーニング検査開始(30日～)</li> <li>・ワクチン集団接種会場として都庁施設を提供(4/1～)</li> <li>・200施設、1,000床の後方支援病院確保</li> <li>・自宅療養者への医療支援体制の強化(20日)</li> <li>・都立・公社病院の後遺症相談窓口を8病院に拡大(26日)</li> <li>・住まいを失った方への一時宿泊場所の提供</li> <li>・事業規模に応じた協力金の支給</li> <li>・大規模施設に対する協力金の支給</li> <li>・休業の協力依頼に応じた中小企業、個人事業主に対する都独自の支援金制度を創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(7日)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症後遺症相談窓口の設置</li> <li>・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(14日)</li> <li>・新型コロナワクチンの高齢者施設接種開始</li> <li>・入院調整中等で酸素吸入が必要な自宅療養者へのフォローアップ体制を強化(28日)</li> <li>・令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(国・区制度)の実施(～令和4年3月)</li> </ul>
3年 (2021)	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態措置の対象地域を拡大(愛知、福岡を追加)、期間を延長(5月31日まで)(7日)</li> <li>・緊急事態措置の対象地域を拡大(北海道、岡山、広島を追加。5月31日まで)(14日)</li> <li>・緊急事態措置の対象地域を拡大(沖縄を追加。6月20日まで)(21日)</li> <li>・緊急事態措置の期間を延長(6月20日まで)(28日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークマスター企業支援事業の開始(12日)</li> <li>・GW期間中の診療、検査医療機関等への支援を実施(1日～5日)</li> <li>・病床5,594床、宿泊療養施設5,708室を確保</li> <li>・ワクチン接種促進に向け、地域の診療所等への協力金支給</li> <li>・築地ワクチン接種センター開設を公表(開設期間:6/8～6/30)</li> <li>・中小事業者等月次支援給付金の支給</li> <li>・自殺防止相談やひとり親に対する支援体制を強化・充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチンの集団接種開始</li> <li>・新型コロナワクチンの高齢者等の予約支援開始</li> </ul>

※国の動向…厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

## 国と東京都の動向及び区の実施

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実施
3年 (2021)	6月	<p>・緊急事態措置の期間を延長(対象地域:沖縄。7月11日まで)(17日)</p> <p>・まん延防止等重点措置へ移行(対象地域:北海道、東京、愛知、大阪、京都、兵庫、福岡。7月11日まで)(21日)</p> <p>・政府対策本部において「令和3年6月21日以降における取組」を取りまとめ(21日)</p>	<p>・まん延防止等重点措置の実施(23区及び多摩市町・6/21～7/11)</p> <p>・都庁展望室ワクチン接種センターの開設(北6/18南6/25)</p> <p>・回復期支援病院の確保(約200施設・約1,000床)</p> <p>・宿泊療養施設5,820室を確保</p> <p>・一定要件を満たした店舗で酒類提供が可能に(2人以内・90分以内・19時まで)(21日～)</p> <p>・飲食店、大規模施設等への協力金の支給</p> <p>・中小事業者等月次支援給付金の支給</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業の実施(～令和5年3月)</p> <p>・乳幼児臨時特別給付金(区制度)の実施(～令和4年3月)</p> <p>・住民票異動届出期間の猶予取扱(～令和5年5月)</p> <p>・印鑑登録申請時の回答期限の延長(～令和4年3月)</p> <p>・移動困難な障害者等に対する福祉タクシー券の給付(～令和5年3月)</p> <p>・厚生労働省へ要望書を提出(9日)(社会的検査で陽性となった事例のウイルス量に関する報告と分析結果を踏まえたCt値の活用等)</p>
3年 (2021)	7月	<p>・緊急事態措置の対象地域を拡大(東京を追加)、期間を延長(8月22日まで)(8日)</p> <p>・緊急事態措置の対象地域を拡大(埼玉、千葉、神奈川、大阪を追加)、期間を延長(8月31日まで)(30日)</p>	<p>・福祉保健局ホームページに「新型コロナ保健医療情報ポータル」を開設</p> <p>・要請に応じない店舗への対策強化(個別訪問等)</p> <p>・入院待機ステーション開設(葛飾)</p> <p>・新たな大規模接種会場(7か所)、大学と連携した接種会場(青学大、一橋大、都立大)を開設</p> <p>・病床5,967床、宿泊療養施設5,962室を確保</p> <p>・回復期支援病院の確保(約230施設・約1,500床)</p> <p>・飲食店、大規模施設等への協力金の支給</p> <p>・中小事業者等月次支援給付金の支給</p>	<p>・障害者施設向け接種支援(巡回接種、施設利用者専用レーン)の実施</p>

※国の動向…厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

32

## 国と東京都の動向及び区の実施

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実施
3年 (2021)	8月	<p>・緊急事態措置の対象地域を拡大(茨城、栃木、群馬、静岡、京都、兵庫、福岡を追加)、期間を延長(9月12日まで)(17日)</p> <p>・緊急事態措置の対象地域を拡大(北海道、宮城、岐阜、愛知、三重、滋賀、岡山、広島を追加。9月12日まで)(25日)</p>	<p>・路上飲み対策の強化</p> <p>・商業施設の人流5割削減に向けた業界団体との連携</p> <p>・酸素ステーション整備(都民の城)</p> <p>・入院待機ステーション開設(八王子)</p> <p>・抗体カクテル療法の活用</p> <p>・宿泊療養施設約6,546室を確保</p> <p>・訪問看護ステーションと連携した自宅療養者への健康観察の開始</p> <p>・感染症法に基づく医療機関への要請(病床確保、人員派遣等)</p> <p>・若者対象の接種会場開設(渋谷)</p> <p>・妊婦等のワクチン接種促進</p> <p>・妊産婦等への支援の強化(助産師によるオンライン相談、円滑な入院調整等)</p>	<p>・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(11日)</p> <p>・世田谷区酸素療養ステーションの開設(1カ所目)(31日～10月15日)</p>
3年 (2021)	9月	<p>・緊急事態措置の対象地域の一部について期間を延長(北海道、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、広島、福岡、沖縄を9月30日まで)(9日)</p> <p>・政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定(28日)</p> <p>・緊急事態措置を全面解除(30日)</p>	<p>・繁華街や高齢者施設等における戦略的・集中的な検査の継続</p> <p>・学校や保育所等での検査体制の整備</p> <p>・大会施設を活用した酸素・医療提供ステーションの開設(築地・調布)</p> <p>・入院待機ステーション開設(北)</p> <p>・約9,200床の医療提供体制を確保(病床6,651床、回復期支援1,785床、酸素・医療提供ステーション620床等)</p> <p>・都の大規模接種会場の対象を拡大(都内在住在勤在学の全12歳以上)</p> <p>・飲食店の経営基盤強化への支援</p> <p>・観光事業者の収益力向上のための取組支援</p> <p>・飲食店等に対する協力金の早期支給(要請期間終了を待たずに支給)</p>	<p>・社会的検査(抗原定性検査(随時検査の補完、行事前検査))の実施(行事前検査は～令和5年3月)</p> <p>・自宅療養者相談センター設置</p> <p>・「東京都生活応援事業」を活用したプレミアム付区内共通商品券の発行(～令和4年1月)</p> <p>・文化・芸術活動継続支援事業の実施(～令和5年3月)</p> <p>・就学援助による昼食代補助の実施②</p>

※国の動向…厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

33

## 国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
3年 (2021)	10月	第5波	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リバウンド防止措置の実施(1日～24日)</li> <li>・基本的対策徹底期間における対応(10月25日～11月30日)</li> <li>・商業施設における入場者整理、イベントにおける人数上限等に沿った開催や参加者の直行直帰等を要請</li> <li>・感染防止対策を徹底した部活動の実施、修学旅行等の延期</li> <li>・教育活動に取り組み、PCR検査を活用できる体制を整備</li> <li>・新たな大規模接種会場の開設(渋谷、東京ドーム)</li> <li>・都の大規模接種会場で予約なし接種を実施(渋谷、行幸地下、東京ドーム)</li> <li>・中和抗体薬治療コールセンターの開設</li> <li>・認証店のみ酒類提供が可能に(1テーブル4人以内・20時まで)(1日～)</li> <li>・飲食店への協力金の支給</li> <li>・中小事業者等月次支援給付金の支給</li> <li>・認証店について、5人以上で同一テーブルを使用する際に「TOKYOワクショアプリ」又は接種証明書等の活用を推奨(25日～)</li> <li>・非認証店も酒類提供が可能に(1テーブル4人以内・21時まで)(25日～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(18日)</li> </ul>
3年 (2021)	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府対策本部において「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」(医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保、国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復)を決定(12日)</li> <li>・世界でのオミクロン株の感染状況を踏まえ、11月30日以降の外国人の入国停止等の措置を実施(29日)</li> <li>・国内空港に到着した者のオミクロン株ウイルスへの感染を確認(30日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「三つの密」の回避等をはじめとした基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼</li> <li>・「都における今後のコロナ対策の基本的な考え方」(25日)</li> <li>・東京都医療人材登録データベースの設置</li> <li>・「TOKYOワクショアプリ」開始(1日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せたがやPayを活用した事業者支援①(～令和4年1月)</li> <li>・「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査」報告書発表</li> <li>・厚生労働省へ要望(ワクチン3回目接種)及び情報提供(後遺症アンケート結果)(25日)</li> </ul>

※国の動向…厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

34

## 国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
3年 (2021)	12月	第6波	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的対策徹底期間における対応(1日～)</li> <li>・オミクロン株に関する緊急対応(3日)</li> <li>・マスク着用等、基本的な感染防止対策の更なる徹底を依頼</li> <li>・テレワークや時差通勤等、人と人の接触機会低減を依頼</li> <li>・都民に対する検査受検要請(25日)</li> <li>・行政検査体制の拡充</li> <li>・宿泊療養施設8,459室を確保</li> <li>・オミクロン株特別対応(病床確保レベルの早期上げ)</li> <li>・高機能型酸素・医療提供ステーション(旧赤羽中央総合病院)設置(13日)</li> <li>・都の大規模接種会場における3回目接種の開始(19日)</li> <li>・認証店について、9人以上大人数で同一テーブルを使用する際に「TOKYOワクショアプリ」又は接種証明書等の活用を推奨(1日～)</li> <li>・非認証店は1テーブル4人以内・酒類提供21時まで(1日～)</li> <li>・「テレワーク推進リーダー」制度の開始(6日)</li> <li>・緊急的な一時宿泊場所の提供(27日～1月5日)</li> <li>・PCR等検査無料化事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(16日)</li> <li>・社会的検査(抗原定性検査(施設及び家庭における感染拡大防止))の実施(～令和5年3月)</li> <li>・子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金を含む)の実施(～令和4年7月)</li> </ul>
4年 (2022)	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止等重点措置の実施(対象地域:広島、山口、沖縄。1月31日まで)(9日)</li> <li>・まん延防止等重点措置の対象地域を拡大(群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、岐阜、愛知、三重、香川、長崎、熊本、宮崎を追加。2月13日まで)(19日)</li> <li>・まん延防止等重点措置の対象地域を拡大(北海道、青森、山形、福島、茨城、栃木、石川、長野、静岡、京都、大阪、兵庫、鳥根、岡山、福岡、佐賀、大分、鹿児島を追加。2月20日まで)(25日)</li> <li>・まん延防止等重点措置の対象地域の一部について期間を延長(広島、山口、沖縄を2月20日まで)(25日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応(11日～20日)</li> <li>・まん延防止等重点措置の実施(1月21日～2月13日)</li> <li>・混雑する場所などへの外出を控えるなど感染リスクの高い行動を控えるよう依頼</li> <li>・不要不急の外出自粛を要請</li> <li>・感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請</li> <li>・病床6,919床、宿泊療養施設9,332室を確保</li> <li>・感染拡大時療養施設(東京スポーツスクエア)開設(25日)</li> <li>・都庁南展望室ワクチン接種センター開設(26日)</li> <li>・自宅療養サポートセンター(うちはさば東京)の開設(31日)</li> <li>・受験総合相談窓口の設置(13日～)</li> <li>・飲食店への協力金の支給(1グループ・1テーブル4人、認証店:21時まで、酒提供可(120時まで、酒提供不可)との選択制)非認証店:20時まで、酒提供不可(21日～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(区施設等における配布事業)</li> <li>・医療機関への抗原定性検査キット配付の実施(～令和4年8月)</li> <li>・東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携(～令和5年5月)</li> <li>・地区医師会による往診体制強化(～令和5年5月)</li> <li>・保健所体制強化④:国士館大学・日本体育大学と「災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定」を締結、大学の救急救命士による自宅療養者のフォローアップ体制強化</li> <li>・世田谷区酸素療養ステーション開設(2か所目)(～令和5年5月)</li> </ul>

※国の動向…厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

35

## 国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
4年 (2022)	2月	<p>・まん延防止等重点措置の対象地域を拡大(和歌山を追加。2月27日まで)(3日)</p> <p>・まん延防止等重点措置の対象地域を拡大(高知を追加)、対象地域の一部について期間を延長。(群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、岐阜、愛知、三重、香川、高知、長崎、熊本、宮崎を3月6日まで)(10日)</p> <p>・まん延防止等重点措置の対象地域の一部について期間を延長(北海道、青森、福島、茨城、栃木、石川、長野、静岡、京都、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、福岡、佐賀、鹿児島を3月6日まで)(18日)</p>	<p>・まん延防止等重点措置(2月14日～3月6日まで延長)</p> <p>・高齢者等の通所・訪問系事業所や保育所等の職員の集中的検査を開始(7日)</p> <p>・濃厚接触者に症状が現れた際に自宅等で速やかに検査ができるよう、抗原定性検査キットの配布を開始(8日)</p> <p>・高齢者施設等を対象としたワクチンバスの運行開始(14日)</p> <p>・高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業の開始(18日)</p> <p>・病床7,229床、宿泊療養施設12,601室を確保</p> <p>・立川南ワクチン接種センター開設(1日)</p> <p>・感染拡大時療養施設(立飛)運用開始(9日)</p> <p>・医療機能強化型、妊婦支援型、高齢者等医療支援型の臨時医療施設を整備(19日～)</p> <p>・すべての診療・検査医療機関(約4,200医療機関)をホームページに公表(25日～)</p> <p>・感染拡大時療養施設(立飛・高松)完成(28日)高松は一部をワクチン大規模接種会場に転用</p> <p>・エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業の実施(1日)</p> <p>・社会と家族を守る宿泊型テレワークによるBCP支援事業の実施(1日～)</p> <p>・「TOKYOワクションアプリ」3回目接種記録の登録機能を追加(10日)</p>	<p>・高齢、障害、保育施設等への抗原定性検査キット緊急追加配付の実施(～令和4年3月)</p> <p>・上野賀公園拡張用地における臨時検査会場の設置(～令和4年3月)</p> <p>・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の実施(～令和4年12月)</p>
4年 (2022)	3月	<p>・まん延防止等重点措置の対象地域の一部について期間を延長(北海道、青森、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、香川、熊本を3月21日まで)(4日)</p> <p>・まん延防止等重点措置を全面解除(22日)</p>	<p>・まん延防止等重点措置(3月7日～3月21日まで延長)</p> <p>・リバウンド警戒期間(3月22日～4月24日)</p> <p>・混雑している場所や時間を避けて行動するよう依頼</p> <p>・感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請</p> <p>・診療・検査医療機関マップをリニューアル(11日)</p> <p>・予約なしでの3回目接種を実施(行幸地下、立川高松、東京ドーム)(15日～)</p> <p>・事業復活支援金等を受給した方のための緊急支援の実施</p> <p>・認証店:1テーブル4人以内・2時間以内(陰性証明書活用の場合を除く)(22日～)</p> <p>・非認証店:1テーブル4人以内・2時間以内・酒類の提供は21時まで(22日～)</p>	<p>・区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(薬剤師会における配布事業)</p> <p>・「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査(その2)」報告書発表</p>

※国の動向…厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

## 国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
4年 (2022)	4月		<p>・リバウンド警戒期間(4月25日～5月22日まで延長)</p> <p>・GW中に帰省や旅行をする都民などに対して、検査を積極的に呼び掛け</p> <p>・高齢者施設、障害者施設向けに専用相談窓口の開設及び即応支援チームの派遣を開始(28日)</p> <p>・ゴールデンウィーク期間中の臨時検査会場を設置(4/28～5/8)</p> <p>・認証店:1テーブル8人以内・2時間以内(陰性証明書活用の場合を除く)(25日～)</p> <p>・非認証店:1テーブル4人以内・2時間以内・酒類の提供は21時まで(25日～)</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症対策緊急融資②(～令和5年3月)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症相談窓口・発熱相談センターに外部委託を導入(1日)</p> <p>・東京都への報告(後遺症アンケート)及び要望(防疫体制)(15日)</p> <p>・令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(国制度)、令和4年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金(区制度)の実施(～令和5年3月)</p>
4年 (2022)	5月	<p>・第二期追加接種(4回目接種)の開始(新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い方等)(25日)</p>	<p>・5月23日以降の取組(5月23日～9月12日)</p> <p>・基本的な感染防止対策の徹底と感染を上げないための行動等を依頼</p> <p>・高齢者等医療支援型施設(旧東京女子医大東医療センター)の後継施設として、酸素・医療提供ステーション(赤羽)を高齢者等医療支援型施設(赤羽)に転換(9日)</p> <p>・認証店:人数制限等は終了(23日～)</p> <p>・非認証店:1テーブル4人以内・2時間以内・酒類の提供は21時まで(23日～)</p>	<p>・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(9日)</p> <p>・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(30日)</p>
4年 (2022)	6月	<p>・一部の国・地域からの外国人観光客(旅行代理店等利用)の入国再開(10日)</p> <p>・政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」を決定(17日)</p>	<p>・熱中症に注意して場面に応じた、正しいマスクの着用を呼び掛け</p> <p>・病床確保レベル、宿泊療養施設稼働レベル引き下げ(1日)</p> <p>・酸素・医療提供ステーション(調布庁舎)の後継施設として、酸素・医療提供ステーション(立川)を開設(21日)</p> <p>・「もっとうTokyo」をトライアル実施(6月10日～7月31日)</p>	<p>・保健所、世田谷区医師会のPCR検査センターを移転(1日)</p> <p>・保健所PCR検査センターを増設(17日)</p>

※国の動向…厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

## 国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
4年 (2022)	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府対策本部において「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」を決定(15日)</li> <li>・第二期追加接種の対象者拡大(医療従事者等)(22日)</li> <li>・政府対策本部において「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避にむけた対応」「社会経済を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」を決定(29日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京iCDC所長」の設置(1日)</li> <li>・今夏の感染拡大への対策に関する方針(15日)</li> <li>・病床確保レベル引き上げ(12日)</li> <li>・宿泊療養施設稼働レベル引き上げ(15日)</li> <li>・高齢者等医療支援型施設を世田谷玉川(21日)・渋谷(31日)に開設</li> <li>・感染拡大時療養施設(高松)の運用を開始(27日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せたがやPayを活用した事業者支援②(～令和4年10月)</li> </ul>
	第7波			
4年 (2022)	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府対策本部において「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応」を決定(4日)</li> <li>・新型コロナ単独の抗原定性検査キットのOTC化を決定(17日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有症状者向け抗原定性検査キットの配布を開始(1日)</li> <li>・お盆期間中の感染防止対策を呼び掛け(10日)</li> <li>・お盆明けに向けた感染防止対策の呼び掛け(18日)</li> <li>・発熱相談センター回線を最大700に増(1日)</li> <li>・東京都陽性者登録センターを開設(3日)</li> <li>・お盆期間中の臨時検査会場を設置(5日～18日)</li> <li>・お盆期間中の診療・検査体制確保(11日～16日)</li> <li>・宿泊療養施設13,501室を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(2日)</li> <li>・医療機関によるオンライン診療等の体制確保の実施(～令和5年3月)</li> </ul>

※国の動向…厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の実り(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

## 国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
4年 (2022)	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」を決定(2日)</li> <li>・第一期追加接種(3回目接種)の開始(5～11歳)(6日)</li> <li>・全ての国・地域からの外国人観光客(旅行代理店等利用、添乗員不要)の入国再開(7日)</li> <li>・政府対策本部において「Withコロナに向けた政策の考え方(発生届の見直しなど)を決定(8日)</li> <li>・オミクロン株対応2価ワクチン接種の開始(初回接種を完了した12歳以上の全ての方)(20日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナとの共存に向けた都の方針決定(13日)</li> <li>・感染拡大防止の実り(13日～)</li> <li>・発生届の全数届出の見直し(26日)</li> <li>・後遺症対応医療機関をホームページで公表(8日)</li> <li>・病床確保レベル、宿泊療養施設稼働レベル引き下げ(30日)</li> <li>・宿泊療養施設13,195室を確保</li> <li>・「もっとTokyo」トライアル実施を再開(1日～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(26日)</li> </ul>
4年 (2022)	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての国・地域からの外国人観光客(個人客含む)の入国再開、空港・海港における国際線受入の再開(11日)</li> <li>・「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」を公表(13日)</li> <li>・初回接種(1～3回目接種)の開始(生後6か月～4歳)(20日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊療養施設12,884室を確保</li> <li>・都の大規模接種会場における新型コロナウイルスと高齢者インフルエンザワクチンの同時接種を開始(14日)</li> <li>・「東京都陽性者登録センター」の受付時間を24時間に拡大(20日)</li> <li>・「たぐいまる東京プラス」開始(20日)</li> </ul>	
4年 (2022)	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府対策本部において「今秋以降の感染拡大で保健医療への負担が高まった場合の対応について」を決定(18日)</li> <li>・重症化リスク因子のない軽症から中等症患者に投与可能な経口薬「エンテトシビル」を緊急承認(22日)</li> <li>・新型コロナとインフルエンザの同時検査キットのOTC化を決定(28日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病床確保、宿泊療養施設稼働レベル引き上げ(17日)</li> <li>・三楽病院(11日)、立川南ワクチン接種会場(29日)で乳幼児接種を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(25日)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ同時流行対応に向けた世田谷区医師会、玉川医師会との連携(～令和5年3月)</li> </ul>

※国の動向…厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の実り(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

## 国と東京都の動向及び区の実施

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実施
4年 (2022)	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案が成立(9日公布・一部施行)(2日)</li> <li>「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた外来医療体制等の強化について」を公表(2日)</li> <li>中国(香港・マカオを除く)を対象とする水際措置の見直し(入国時検査などの臨時的な措置)を実施(30日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今冬の感染拡大に向けた対策の基本的な考え方(1日)</li> <li>年末年始に向け、年内のオミクロン株対応ワクチンの接種と帰省・旅行の前後の検査を呼び掛け(1日)</li> <li>病床7,231床(最大7,477床)を確保(1日)</li> <li>高齢者等医療支援型施設(青山・足立東和・八王子めじろ台・府中)を開設(1日)、滝野川(26日)開設</li> <li>感染拡大時療養施設(立飛・高松)を宿泊療養施設に転換(1日)</li> <li>「東京都陽性者登録センター」専用コールセンターを設置(1日)</li> <li>「東京都臨時オンライン発熱診療センター」の開設(12日)</li> <li>年末年始期間中の臨時検査会場を設置(24日～1月12日)</li> <li>「東京都臨時オンライン発熱診療センター」の診療時間を24時間に拡大(29日～1月3日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関によるオンライン診療等の体制確保の拡充(小児専用同時検査・診療所、同時検査・オンライン診療(3か所))</li> </ul>
5年 (2023)	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について(感染症法上の位置づけや位置づけ変更に伴う医療提供体制等の政策・措置の見直し等)を決定(27日)</li> <li>基本的対処方針を改正し、感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策の実施を前提に、収容率上限を50%(大声あり)とする制限については廃止(27日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催制限の見直し(27日～)</li> <li>位置づけ変更にかかる都の対応方針(31日)</li> <li>病床確保レベル引き下げ(31日)</li> </ul>	
5年 (2023)	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府対策本部において「マスク着用の考え方の見直し等について」を決定(10日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊療養施設11,101室を確保</li> </ul>	

※国の動向…厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

40

## 国と東京都の動向及び区の実施

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実施
5年 (2023)	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>オミクロン株対応2価ワクチン接種の開始(初回接種を完了した5～11歳)(8日)</li> <li>政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」を決定(10日)</li> <li>政府対策本部において「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応」を決定(10日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マスク着用の見直し(13日～)</li> <li>宿泊療養施設9,954室を確保</li> <li>行幸地下ワクチン接種センターが有楽町駅前地下ワクチン接種会場に移転(1日)</li> <li>有楽町駅前地下ワクチン接種会場、立川南ワクチン接種センターの運営を終了(31日)</li> </ul>	
5年 (2023)	4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>都民・事業者への要請・協力依頼及び東京都新型コロナウイルス対策本部の終了を決定(28日)</li> <li>宿泊療養施設4,215室を確保</li> <li>移行計画策定。病床確保移行期間前半約3,100床、移行期間後半約2,000床を確保(28日)</li> </ul>	
5年 (2023)	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類感染症」に移行(8日)</li> <li>政府新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止(8日)</li> <li>「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を廃止(8日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>隔離のための宿泊療養は終了(7日)、高齢者・妊婦支援型を継続(337室)</li> <li>東京都新型コロナウイルス対策本部を廃止(8日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(2日)</li> </ul>

※国の動向…厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋  
 ※東京都の動向…新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

41

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ①本部体制・情報連絡体制 ア 世田谷区健康危機管理対策本部

■実施期間 令和2年1月～3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

国内で初の新型コロナウイルス感染症患者を確認(令和2年1月15日)、都内初の感染者確認(令和2年1月24日)を受け、区では、区内全域にわたり被害が急速に拡大するおそれがあり、健康危機の状況が深刻で全庁組織をあげて対応すべき事態にあると判断し、世田谷区健康危機管理マニュアルに基づき、「危機管理レベル3」に位置づけ、世田谷区健康危機管理対策本部を令和2年1月27日に設置した。

#### ■詳細

●開催回数:23回

●構成員は、区長、副区長、教育長、政策経営部長、総務部長、危機管理室長(当時)、保健所長に加え、関係部課長としていた。

●新型コロナウイルスの毒性、感染力等の特性が明らかでなかった時期に、区の対応方針の決定、国や都の取組み状況等の庁内での情報共有の場として活用した。

(主な審議事項)

・国や都の方針を踏まえ、検査、患者発生時の対応フロー

・区主催のイベント対応

・全国小中高校への休校要請に伴う区立小・中学校の対応

・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資の実施について

●国や都の動きを踏まえ、令和2年3月26日をもって世田谷区新型コロナウイルス等対策行動計画(平成26年4月策定)に基づく「世田谷区新型コロナウイルス等対策本部」に移行した。

42

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ①本部体制・情報連絡体制 イ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部

■実施期間 令和2年3月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

●新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき国が政府対策本部を設置し、東京都も対策本部を設置したことを受け、区では世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年4月策定)に基づき、「世田谷区新型インフルエンザ等対策本部(以下「区対策本部」という。)」を、令和2年3月26日付けで設置(緊急事態宣言発令時以外は特措法に基づかない任意設置)した。

●主に新型コロナウイルス感染症に関する区の方針や対策を立案、決定した。

●なお、区対策本部の名称については区民に分かりやすいよう「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」と読み替えることとした。

#### ■詳細

●開催回数:104回(令和5年5月7日時点)

●構成員は、区長、副区長、教育長、政策経営部長、総務部長、危機管理部長、保健所長を基本出席者としている。

●令和2年4月に世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成22年規則第32号)に基づき「事業継続対策部会」を設置した。

また、「事業継続対策部会」の班構成は、令和2年4月の勤務訓令(世田谷区訓令甲第41号)により定め、各種課題に対応した。

<「事業継続対策部会」の班構成(令和5年4月1日時点)>

総括調整班、分析班、広報班、人事班、財政班、患者対応班、緊急対応班、PCR対応班、臨時特別給付班、子育て世帯特別給付班、特殊詐欺対策班、住民接種班、総務物資班

●区対策本部では専門家による最新の知見と助言を得るため、区対策本部会議に各分野の有識者に出席いただき、意見交換を実施した。

開催回数:5回 ※概要については45ページ参照

43

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ①本部体制・情報連絡体制 イ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部

◆参考資料◆ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部  
事業継続部会 班構成(令和5年4月1日時点)

班名	班長・副班長	班員(班所属)
総括調整班	班長 政策経営部長 副班長 政策経営部政策企画課長	政策経営部政策企画課
分析班	班長 世田谷保健所副所長 副班長 総合支所保健福祉センター所長のうち区長が指定する者 副班長 政策経営部政策企画課長 副班長 危機管理部災害対策課長 副班長 保健福祉政策部保健医療福祉推進課長 副班長 世田谷保健所感染症対策課長 副班長 世田谷保健所副参事(感染症危機管理担当)	政策経営部政策企画課 政策経営部広報広聴課 危機管理部災害対策課 世田谷保健所感染症対策課
広報班	班長 政策経営部広報広聴課長 副班長 地域行政部地域行政課長	政策経営部広報広聴課 地域行政部地域行政課
人事班	班長 総務部人事課長 副班長 総務部職員厚生課長	総務部人事課 総務部職員厚生課
財政班	班長 政策経営部財政課長	政策経営部財政課
患者対応班	班長 世田谷保健所長 副班長 世田谷保健所感染症対策課長	世田谷保健所健康企画課 世田谷保健所感染症対策課 世田谷保健所生活保健課
緊急対策班	班長 保健福祉政策部長 副班長 保健福祉政策部保健福祉政策課長	保健福祉政策部保健福祉政策課
PCR対応班	班長 保健福祉政策部次長 副班長 保健福祉政策部保健医療福祉推進課長	保健福祉政策部保健医療福祉推進課
臨時特別給付班	班長 保健福祉政策部次長 副班長 保健福祉政策部生活福祉課長 副班長 子ども・若者部子ども家庭課長	財務部課税課 生活文化政策部人権・男女共同参画課 地域行政部住民記録・戸籍課 保健福祉政策部保健福祉政策課 保健福祉政策部生活福祉課 子ども・若者部子ども家庭課
子育て世帯特別給付金班	班長 子ども・若者部長 副班長 総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長のうち区長が指定する者 副班長 子ども・若者部子ども家庭課長	世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 鳥山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 子ども・若者部子ども家庭課

班名	班長・副班長	班員(班所属)
住民接遇班	班長 世田谷保健所長 副班長 総合支所長のうち区長が指定する者 副班長 総合支所保健福祉センター所長のうち区長が指定する者 副班長 保健福祉政策部長 副班長 世田谷保健所副所長 副班長 世田谷保健所住民接遇担当課長	世田谷総合支所地域振興課、世田谷総合支所区民課 世田谷総合支所地域調整課、世田谷総合支所街づくり課 世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課 世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課 世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課 世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 北沢総合支所地域振興課、北沢総合支所区民課 北沢総合支所街づくり課、北沢総合支所拠点整備担当課 北沢総合支所保健福祉センター生活支援課 北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課 北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課 北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 玉川総合支所地域振興課、玉川総合支所区民課 玉川総合支所街づくり課 玉川総合支所保健福祉センター生活支援課 玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課 玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課 玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 砧総合支所地域振興課、砧総合支所区民課 砧総合支所街づくり課 砧総合支所保健福祉センター生活支援課 砧総合支所保健福祉センター保健福祉課 砧総合支所保健福祉センター健康づくり課 砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 鳥山総合支所地域振興課、鳥山総合支所区民課 鳥山総合支所街づくり課 鳥山総合支所保健福祉センター生活支援課 鳥山総合支所保健福祉センター保健福祉課 鳥山総合支所保健福祉センター健康づくり課 鳥山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 生活文化政策部人権・男女共同参画課 地域行政部住民記録・戸籍課、世田谷保健所健康企画課 世田谷保健所感染症対策課、世田谷保健所住民接遇担当課 世田谷保健所生活保健課
総務物資班(事務局)	班長 総務部長 副班長 総務部総務課長 副班長 庁舎整備担当部庁舎管理担当課長	総務部総務課 庁舎整備担当部庁舎管理担当課

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ①本部体制・情報連絡体制 イ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部

◆参考資料◆ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換) 概要

本部	日時	出席者	次第
第21回	令和2年7月27日(月)	【有識者】 大杉寛氏(東京都立大学法学部教授) 加藤悦雄氏(大妻女子大学家政学部児童学科准教授) 窪田美幸氏(世田谷区医師会長) 児玉龍彦氏(東京大学名誉教授、東京大学先端科学技術研究センターがん・代謝プロジェクトリーダー) 吉本一哉氏(玉川医師会長) 【世田谷区】 保坂区長、宮崎副区長、岡田副区長、渡部教育長、中村政策経営部長、田中総務部長、菅井危機管理部長、澁田保健福祉政策部長、辻保健所長	1 開会 2 区の現状分析に関する報告 3 総合的な施策展開について意見交換 (1) 感染拡大防止に寄与する検査体制のあり方 課題:電話相談の体制、PCR検査(拡大)、病床確保について (2) 感染拡大防止と社会福祉施設運営のあり方 課題:社会福祉施設における抗体保有調査の実施について (3) 感染拡大防止に寄与する区への行方普及啓発のあり方 課題:感染状況区民への情報発信について (4) 感染拡大防止と学校等子ども関連施設運営のあり方 課題:子どものあそび方・過ごし方と感染予防について (5)「感染拡大防止」と「区民生活・経済活動」の両立のために必要なこと 4 閉会

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ①本部体制・情報連絡体制 イ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部

◆参考資料◆ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換) 概要(続き)

本部	日時	出席者	次第
第31回	令和2年10月21日 (水)	【有識者】 大杉寛氏(東京立大学法学部教授) 加藤悦雄氏(大妻女子大学家政学部児童学科准教授) 窪田美幸氏(世田谷区医師会会長) 児玉龍彦氏(東京大学名誉教授、東京大学先端科学技術研究センターがん・代謝プロジェクトリーダー) 小原道法氏(公益財団法人東京都医学総合研究所感染制御プロジェクト特任研究員) 神保和彦氏(昭和信用金庫会長) 吉本一哉氏(玉川医師会会長) 【世田谷区】 保坂区長、宮崎副区長、岡田副区長、渡部教育長、中村政策経営部長、田中総務部長、菅井危機管理部長、田中経済産業部長、澁田保健福祉政策部長、有馬保健福祉政策部次長、長岡高齢福祉部長、片桐障害福祉部長、加賀谷子ども・若者部長、知久保育部長、辻世田谷保健所長	1 開会 2 区の概況報告および現状分析について 新型コロナウイルス感染症に伴う区の対応について 新型コロナウイルス感染症予防の取組み 3 総合的な施策展開についての意見交換 (1)新型コロナウイルス感染症に係る区内の経済状況及び支援策について (2)世田谷区社会福祉協議会の特例貸付、住居確保給付金及び生活保護、子育て世帯への支援等の状況について (3)社会的検査における今後の方向性について (4)その他 4 閉会

46

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ①本部体制・情報連絡体制 イ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部

◆参考資料◆ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換) 概要(続き)

本部	日時	出席者	次第
第45回	令和3年1月18日 (月)	【有識者】 窪田美幸氏(世田谷区医師会会長) 小原道法氏(公益財団法人東京都医学総合研究所感染制御プロジェクト特任研究員) 吉本一哉氏(玉川医師会会長) 【世田谷区】 保坂区長、中村副区長、加賀谷政策経営部長、田中総務部長、菅井危機管理部長、澁田保健福祉政策部長、有馬保健福祉政策部次長、辻世田谷保健所長、鶴飼世田谷保健所副所長、寺西世田谷保健所副参事(住民接種担当)	1 開会 2 区の概況報告および現状分析について 3 新型コロナウイルスワクチン接種についての意見交換 4 閉会

47

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ①本部体制・情報連絡体制 イ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部

◆参考資料◆ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換) 概要(続き)

本部	日時	出席者	次第
第57回	令和3年4月14日 (水)	<p>【有識者】</p> <p>榮留富美子氏(感染管理認定看護師、北里大学看護キャリア開発研究センター認定看護師課程非常勤講師)</p> <p>大杉寛氏(東京都立大学法学部教授)</p> <p>加藤悦雄氏(大妻女子大学家政学部児童学科准教授)</p> <p>窪田美幸氏(世田谷区医師会会長)</p> <p>児玉龍彦氏(東京大学名誉教授、東京大学先端科学技術研究センターがん・代謝プロジェクトリーダー)</p> <p>小原道法氏(公益財団法人東京都医学総合研究所感染制御プロジェクト特別客員研究員)</p> <p>神保和彦氏(昭和信用金庫会長)</p> <p>西原広史氏(慶應義塾大学医学部教授、腫瘍センターゲノム医療ユニット長)</p> <p>吉本一哉氏(玉川医師会会長)</p> <p>【世田谷区】</p> <p>保坂区長、宮崎副区長、岡田副区長、中村副区長、渡部教育長</p> <p>加賀谷政策経営部長、池田 総務部長、菅井危機管理部長、田中経済産業部長、澁田保健福祉政策部長、有馬保健福祉政策部次長、長岡高齢福祉部長、柳澤子ども・若者部長、辻世田谷保健所長、馬場世田谷保健所副所長、久末住民接種担当部長</p>	<p>1 開会</p> <p>2 区の概況報告および現状分析について</p> <p>3 今後の対策についての意見交換</p> <p>(1) 新たな感染症対策について</p> <p>(2) 社会経済状況の変化を踏まえた対応について</p> <p>4 閉会</p>

48

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ①本部体制・情報連絡体制 イ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部

◆参考資料◆ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換) 概要(続き)

本部	日時	出席者	次第
第91回	令和4年5月9日 (月)	<p>【有識者】</p> <p>大杉寛氏(東京都立大学法学部教授)</p> <p>児玉龍彦氏(東京大学名誉教授、東京大学先端科学技術研究センターがん・代謝プロジェクトリーダー)</p> <p>小原道法氏(公益財団法人東京都医学総合研究所感染制御プロジェクト特別客員研究員)</p> <p>神保和彦氏(昭和信用金庫会長)</p> <p>吉本一哉氏(玉川医師会会長)</p> <p>【世田谷区】</p> <p>保坂区長、中村副区長、岩本副区長、渡部教育長、粟井教育監</p> <p>清水世田谷総合支所長、木本北沢総合支所長、馬場玉川総合支所長、佐々木砧総合支所長、皆川烏山総合支所長、加賀谷政策経営部長、池田総務部長、大塚危機管理部長、片桐生活文化政策部長、大澤スポーツ推進部長、後藤経済産業部長、田中保健福祉政策部長、有馬保健福祉政策部次長、山戸高齢福祉部長、須藤障害福祉部長、柳澤子ども・若者部長、和田保育部長、向山世田谷保健所長、松本世田谷保健所副所長、久末住民接種担当部長、知久教育総務部長</p>	<p>1 開会</p> <p>2 区の概況報告および現状分析について</p> <p>3 今後の対策についての意見交換</p> <p>(1) 新型コロナワクチン住民接種の実施状況及び4回目接種について</p> <p>(2) 小児の新型コロナワクチン接種について</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症後遺症への対応について</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症に係る区内の社会経済状況について</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症に係る生活困窮対策の状況について</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染症の第7波に備えた対策について</p> <p>4 今後のイベント、お祭り、コミュニティ活動のあり方についての意見交換</p> <p>5 閉会</p>

49

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ①本部体制・情報連絡体制 ウ 新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会

■実施期間 令和2年4月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

区内の地域医療の観点から、世田谷区医師会及び玉川医師会の会長ほか、区内の各病院の院長等との区長並びに関係所管部による、新型コロナウイルス感染症に関する情報共有や意見交換などを行い、連携を強化していくことを目的に開催。

#### ■詳細

●構成員は、世田谷区医師会、玉川医師会の両会長、区内の各病院長。区は区長、副区長、保健福祉政策部長、世田谷保健所長を基本出席者としている。なお、第11回連絡会より救急現場の状況の共有を図るため、区内の3消防署(世田谷、成城、玉川)も出席している。

●開催回数:14回

主な情報共有等の内容については次ページ参照

50

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ①本部体制・情報連絡体制 ウ 新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会

#### ■連絡会における主な情報共有等の内容

・第1回開催日(令和2年4月7日)は、国の緊急事態宣言が発出されるタイミングでの開催となり、第1波の区内感染状況を共有し、本連絡会を継続的に開催することを確認した。

・2か月後となる6月に第2回連絡会を開催し、PCR検査体制の確保や地域におけるコロナ診療等を報告し共有を図った。その後、7月・12月と開催し、感染拡大に備えた医療体制や区における支援体制等の意見交換を重ねた。翌年、令和3年3月の第5回連絡会ではワクチン接種に関する情報共有や意見交換を行った。

・令和3年度における連絡会では、新型コロナワクチン接種における課題や接種方法、抗原定性検査キットの取り扱い等の意見交換を行った。

・令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の後遺症への対応、全数届出の見直しの影響、オンライン診療の取組みなど、感染状況に応じた対応について、区や医師会、医療機関それぞれの観点での意見交換と共有の場となった。加えて、同年8月開催(第11回連絡会)より、区内の3消防署も参加し、医療救急現場の現状等の報告、共有を行うようになった。

・令和5年5月(第14回連絡会)では、5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類から5類に移行することへの意見交換等を行った。また、今後有事の際は本連絡会を設け、色々な情報を共有する場をお願いしたいとの意見があった。

51

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ② 保健所体制の強化

■実施期間 令和2年3月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

新型コロナウイルスの感染拡大に応じて増加する関連業務を円滑に進めるため、庁内外の人的資源を活用し、保健所の体制を強化した。

#### ■詳細

##### ① 庁内の応援体制の構築(令和2年3月～)

●感染拡大に伴う積極的疫学調査や感染者のデータ管理等保健所業務の増加に対し、全庁からの職員応援体制を組むことに対応した(第5波までは、業務状況に応じた応援を実施、第6波以降は、感染状況に応じた参集体制・応援体制を構築)

##### ② 外部からの応援受入(令和2年4月～)

東京都職員、東京大学・東京医科歯科大学大学院生、結核予防会結核研究所職員(保健師)の応援により、電話相談、防疫業務支援の体制強化を図った  
●東京都職員・日に5名の職員が、研修派遣として、保健所防疫業務に従事  
●東京大学・東京医科歯科大学大学院生等・最大16名(医師2名、看護師8名、保健師2名、事務4名)が電話相談、防疫業務に従事  
●結核予防会結核研究所職員・協定に基づき保健師1名が受診調整等の業務に従事

##### ③ 組織改正(令和2年9月)

感染第3波に備えるため、保健師を始めとした職員が平時から緊密に連携するとともに、有事の際に迅速に保健所に参集して機動的かつ柔軟な対応が可能となるよう、組織改正を行った(「地域保健課」及び各総合支所に「保健相談課」を設置)

●地域保健課・外部看護師等の受援調整、濃厚接触者対応、感染者数の公表等を担当  
※令和5年4月1日に感染症対策課に統合

●保健相談課・感染症対策課、地域保健課の積極的疫学調査等の業務支援(支所健康づくり課の保健師が兼務)

##### ④ 大学との連携(令和4年1～3月、7～8月、12月、令和5年1月)

●国士舘大学・日本体育大学と協定を締結し、大学の救急救命士による自宅療養者のフォローアップ体制の充実を図った(延べ289名の大学の救急救命士による、入院待機者や自宅療養者への健康観察、入院調整、救急隊との調整を実施)

52

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ③ 相談 ア 新型コロナウイルス相談窓口(後遺症相談も含む)

■実施期間 令和2年1月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

状況に応じて適切な医療に繋がれるよう電話相談体制を構築した。

① 新型コロナウイルス相談窓口…一般的な新型コロナウイルス感染症に関する相談対応の実施

② 発熱相談センター…発熱や全身のだるさ等の症状がある方の相談対応の実施

※令和2年10月までは、「帰国者・接触者電話相談センター」

③ 後遺症相談窓口…療養期間終了後も何らかの症状が残っている方の相談対応の実施(令和3年4月～)

※発熱相談センターと同じ電話番号を使用して運営

● 受診調整(最大4名)

②の相談内容に対し、必要に応じて世田谷保健所運営のPCR検査センターの予約調整・管理や医療機関への受診調整等を実施した

#### ■詳細

● 相談対応件数実績(令和2年1月30日～令和5年5月7日)

① 新型コロナウイルス相談窓口	43,610件
② 発熱相談センター	69,679件
③ ②のうち後遺症相談窓口(延べ)	2,586件

※各月の回線数及び相談対応件数は次ページ参照

● 実施体制の編成

区の直営での実施(令和2年1月～令和2年7月)

・保健所職員での対応	} 最大3回線
・各総合支所の保健師(OB・OG含む)による応援	
・大学院生による応援(令和2年4月～)	
・区立保育園の看護師による応援	} 最大6回線

人材派遣の導入により受電体制を強化(令和2年8月～令和4年3月)

・令和2年8月より最大8回線、令和2年9月より最大10回線で運営 ※状況に応じ最大21回線まで拡大可となる体制を整備

外部委託化により最大25回線まで受電体制を強化(令和4年4月～)  
→受診調整のみ保健所内へ残し、相談業務の履行場所を外部に設けた

53

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ③相談 ア 新型コロナウイルス相談窓口(後遺症相談も含む)

##### ◆電話相談対応件数◆

・令和2年1月30日～令和5年5月7日

・令和3年4月以降については、発熱相談センター対応件数に後遺症相談窓口対応件数が含まれている

・新型コロナウイルス感染症相談窓口における月の最大対応件数は、令和3年8月の2,466件

・発熱相談センターにおける月の最大対応件数は、令和4年8月の4,992件

・新型コロナウイルス感染症相談窓口と発熱相談センターを合計した月の最大対応件数は、令和4年8月の7,299件

	令和2年											
	1月※	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全回線数	3	3	3	3⇒6	6	6	6	8	10	10	10	10
新型コロナウイルス感染症相談窓口対応件数	32	734	1,048	1,666	1,050	826	1,644	1,563	1,050	774	769	1,133
発熱相談センター対応件数		394	1,462	2,543	1,845	1,281	3,234	3,497	3,238	1,585	1,393	2,391
	令和3年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全回線数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
新型コロナウイルス感染症相談窓口対応件数	1,559	676	603	2,148	1,866	1,198	1,446	2,466	984	357	283	356
発熱相談センター対応件数	3,211	1,023	1,015	1,622	1,472	1,030	1,833	3,696	1,506	572	425	534

	令和4年												令和5年				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全回線数	10	10	10	20	20	20	20⇒22	22⇒25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
新型コロナウイルス感染症相談窓口対応件数	2,262	2,303	1,613	1,285	800	626	2,300	2,307	883	512	697	850	480	170	142	129	20
発熱相談センター対応件数	2,725	2,642	1,874	1,943	1,233	869	4,942	4,992	1,581	804	1,364	1,905	1,224	263	222	221	73

54

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ③相談 イ 新型コロナウイルス感染症に関する「暮らしの総合相談窓口」

■実施期間 令和2年11月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

##### ■概要(目的)

新型コロナウイルスの影響は多岐にわたっており、これに対応し、多様な支援策が設けられている中で、生活上の困りごと等について、どこに相談したらよいか分からない等へ対応するため、設置した。

##### ■詳細

##### ①設置場所

各総合支所の「すぐやる相談窓口」及び「区民相談室」

##### ②業務内容

新型コロナウイルス感染症に関する暮らしの相談窓口として、様々な困りごと等の相談を受け止め必要に応じて適宜担当の窓口等を案内

##### ③相談件数

702件(令和5年5月7日時点)

55

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ③相談 ウ 感染症アドバイザー派遣

■実施期間 令和2年5月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

希望する社会福祉施設等に対し、医師及び感染管理認定看護師のアドバイザーが現地訪問、電話、メール等で新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策及び予防に係る助言等を行うことによって、施設内での感染拡大の防止及び円滑な業務継続を図った。

#### ■詳細

##### ●対象施設等

世田谷区内の高齢福祉、障害福祉、児童福祉の通所及び入所の事業を実施している区立施設及び民間施設その他社会福祉に係る事業所等

##### ●アドバイザーによる助言等の内容

- ・クラスター防止対策に関すること
- ・業務継続に関すること
- ・事業を休止した場合の再開に向けた可否判断及び準備に関すること
- ・感染症予防策の普及・助言に関すること

##### ●実施件数

68件(令和5年5月7日時点)

56

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ③相談 エ 各種相談業務の拡充

■実施期間 令和2年7月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

- (1)人権擁護相談の手法改善
- (2)女性のための悩みごと・DV相談の拡充
- (3)男性相談の拡充

#### ■詳細

(1)新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くの自治体が人権擁護相談を中止する中で、区は、これまでの対面相談から、事前予約制の電話相談に手法を切り替え、中止することなく業務を継続した。

(2)DVに関する相談が増えていく中で、女性のための悩みごと・DV相談(男女共同参画センター委託事業)について、令和2年7月電子メールでの受付を開始し、令和4年5月には、LINE相談を新たに開始した。

(3)男性へのDV相談も増えていたため、令和4年4月からこれまで月1回の電話相談を月4回に拡充した。

57

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ④検査 ア 従来型検査(旧保健センターにおけるPCR検査センター設置・運営)

■実施期間 令和2年4月～令和4年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

##### ■概要(目的)

●令和2年2月中旬以降、保健所職員(医師等)及び区内の一部医療機関(帰国者・接触者外来)において感染疑い例に対する検体採取を行った。しかしながら、令和2年4月の感染第1波による感染者数の伸びに対して、検体採取の実施体制が追いつかず、検査待ちの疑い例が増加することとなった。

●そこで、世田谷区医師会の協力のもと、検査待ちの疑い例に対して迅速に検査を行うことを目的に、令和2年4月8日より世田谷保健所を運営主体とするPCR検査センターを設置した(同年5月からは、世田谷区医師会の保険診療による地域外来・検査センターを併設し、対象は右記2パターンとなった。①保健所の疫学調査により濃厚接触者となった方、②診療所で感染対策がとれないためセンターでの検査が必要な方)。

●PCR検査センターでは、検体採取を行い、検査は令和2年4月は東京都の健康安全研究センターへの持ち込み、同年5月以降は、民間検査会社に委託を行い検査を実施した。

##### ■詳細

- 検査対象  
主に無症状の濃厚接触者
- 検査実績(令和2年4月8日～令和4年5月31日)  
35,156件
- 運営体制  
基本は2ブース、月～金曜日(祝日含む)の13時～17時で実施  
感染拡大時においては、運営時間の延長(13時～19時)や検査ブースの拡大(最大5ブース)により、検査体制の強化を行った。
  - 令和2年4月8日～令和4年3月31日  
検体採取:人材紹介による委嘱(医師)  
検体採取補助:人材紹介による委嘱(看護師)  
検査:民間検査会社(外部委託)  
受付:区職員
  - 令和4年4月1日～令和4年5月31日  
予約受付から検体採取、結果の連絡までを民間事業者へ一括委託

58

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ④検査 ア 従来型検査(PCR検査センターの移転・増設)

■実施期間 令和4年6月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

##### ■概要(目的)

●当初は旧保健センターにPCR検査センターを設置し、世田谷区医師会と共同運用を行った。しかしながら、施設の老朽化や、当面継続して運用すること等を見据え、世田谷区医師会及び東京都との協議の結果、令和4年6月1日より都立松沢病院の敷地内にプレハブ棟を設置し、PCR検査センターを移転した。

●区民の利便性や感染拡大時の更なる検査需要にも対応するため、新たに令和4年6月17日より都立玉川高校跡地内にPCR検査センターを増設した。

##### ■詳細

- 検査対象(従前と変更なし)  
主に無症状の濃厚接触者
- 検査実績(令和4年6月1日～令和5年5月7日)  
都立松沢病院敷地内:4,210件  
都立玉川高校跡地内:2,591件
- 運営体制(通常時)  
令和4年4月1日より、予約受付から検体採取、結果の連絡までを民間事業者へ一括委託。また、PCR検査センター内の消毒や会場入口付近の警備についても別の事業者へ委託して実施。

	都立松沢病院敷地内	都立玉川高校跡地内
開設日	6月1日	6月17日
ブース	3	2
時間	月～土 (祝日含む) 9時半～12時半	月～土 (祝日含む) 9時半～12時半

59

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ④検査 イ 社会的検査

■実施期間 令和2年10月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

以下を目的とした各種検査を世田谷区内の介護事業所等を対象に実施することで、事業所・施設内感染を防ぐための迅速な対応につなげ、職員が安心して業務に従事できるようにし、福祉サービスを止めない環境づくりに貢献する。

ア:事業所・施設利用者への感染を未然に防ぎ、重症化を避けること

イ:感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高い方に対して、早期に対応すること

ウ:事業所・施設内でのクラスターを抑止すること

#### ■詳細

●実施した検査種別は以下のとおり

①定期検査(行政検査)(令和2年10月～令和3年9月)

②随時検査(行政検査)(令和2年10月～)

③スクリーニング検査(令和3年1月～令和3年12月)

④抗原定性検査(随時検査の補完)(令和3年9月～)

⑤抗原定性検査(行事前検査)(令和3年9月～令和5年3月)

⑥抗原定性検査(施設及び家庭における感染拡大防止)

(令和3年12月～令和5年3月)

※各種検査の具体的内容は次ページ参照

60

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ④検査 イ 社会的検査 ◆各種検査の具体的内容◆

##### PCR検査

##### ①定期検査(行政検査)／②随時検査(行政検査)

- 対象:対象事業所・施設の職員・利用者で無症状者
- 医師の診断が伴う検査
- 検体採取は原則対象事業所・施設へ委託事業者が訪問して実施
- 定期検査:定期的な検査を希望する場合に実施  
随時検査:以下に該当する場合に実施
  - ・事業所・施設内で感染者が発生した場合
  - ・区が実施するスクリーニング検査や抗原定性検査で陽性になった場合
  - ・感染者又は感染疑いの方に接触した可能性が高く、かつ、感染への不安がある場合

##### 【検査実績】

定期検査 延べ16,349件 随時検査 延べ53,793件(令和5年5月7日時点)

##### ③スクリーニング検査

- 対象:対象事業所・施設の職員で無症状者
- 医師の診断が無い場合、結果が陽性となった場合は、随時検査の受検又は医療機関への受診が必要
- 事前に検体採取キットを施設へ送付したうえで、受検者が自己採取を行い、委託事業者が施設を巡回して回収

【検査実績】 延べ30,878件

##### 抗原定性検査

一定以上のウイルス量を有する方を早期に発見するために実施

##### ④抗原定性検査(随時検査の補完)

- 対象:対象事業所・施設の職員・利用者で無症状又は軽い倦怠感やのどの痛みなどが有る方
- 対象事業所・施設へ抗原定性検査キットを配付し、以下に該当する場合に受検者は検体を自己採取し、結果を確認する(医師の診断は無い)
  - ・事業所・施設内で感染者が発生した場合
  - ・感染者又は感染疑いの方に接触した可能性が高く、かつ、感染への不安がある場合
  - ・軽い倦怠感やのどの痛みなど体調が気になる場合

【配付実績】 437,290キット (令和5年5月7日時点)

※感染拡大に伴う緊急措置による緊急追加配付分は除く

##### ⑤抗原定性検査(行事前検査)

- 区内の小中学校を対象に、校外学習や部活動の大会等の行事実施前に検査することで、感染拡大防止を図る【配付実績】 99,860キット

##### ⑥抗原定性検査(施設及び家庭における感染拡大防止)

- 当時、ワクチン接種対象外となる子どもの関連施設における感染が多く見られたため、施設や利用者家庭の感染を予防することを目的として、保育園等の利用者に対し抗原定性検査キットを配付
  - 感染拡大が見込まれる時期に合わせ、対象施設に計3回配付(配付時期:令和3年12月、令和4年6～7月、令和4年11月)
- 【配付実績】 214,600キット

61

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ④検査 イ 社会的検査

【参考】各種検査と実施時期一覧



- 定期検査(行政検査)(令和2年10月～令和3年9月)
- 随時検査(行政検査)(令和2年10月～)
- スクリーニング検査(令和3年1月～令和3年12月)
- 抗原定性検査(随時検査の補完)(令和3年9月～)
- 抗原定性検査(行事前検査)(令和3年9月～令和5年3月)
- 抗原定性検査(施設及び家庭における感染拡大防止)(令和3年12月～令和5年3月)

62

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ④検査 ウ 感染拡大に伴う緊急措置

■実施期間 令和4年1月～令和5年5月



##### ■概要(目的)

新型コロナウイルス感染症の変異株であるオミクロン株やその亜系統による急激な感染拡大が懸念され、これにより検査需要が著しく増加すると想定されたことから緊急措置として、抗原定性検査キットの配布、臨時検査会場の設置等を実施。

##### ■詳細

- 実施した事業は以下のとおり
  - ①区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(区施設等における配布事業)(令和4年1月)
  - ②医療機関への抗原定性検査キット配付(令和4年1月～令和4年8月)
  - ③高齢、障害、保育施設等への抗原定性検査キット緊急追加配付(令和4年2月～令和4年3月)
  - ④区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(薬剤師会における配布事業)(令和4年3月)
  - ⑤上用賀公園拡張用地における臨時検査会場の設置(令和4年2月～令和4年3月)
  - ⑥東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携(令和4年1月～令和5年5月)

※各種事業の具体的内容は次ページ参照

63

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ④ 検査 ウ 感染拡大に伴う緊急措置

##### ◆各種事業の具体的内容◆

##### ① 区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布（区施設等における配布事業）

- 対象：区内在住・在勤・在学者
  - 感染拡大により、不安を抱え検査を希望する対象者への対応として実施
  - 配布場所は同時期に実施していた東京都PCR等検査無料化事業（令和4年1月13日時点、区内会場は3か所）を補完することとして3か所（二子玉川公園、成城学園前駅南口広場、烏山区民センター広場）で実施
- 【配布実績】 38,388キット

##### ② 医療機関への抗原定性検査キット配付

- 対象：区内医療機関（要件有り）、世田谷区医師会、玉川医師会
  - 抗原定性検査キット不足の解消による診療患者に対する検査体制を確保や職員等への感染拡大防止などを使用目的とした抗原定性検査キットを配付
- 【配付実績】 71,207キット

##### ③ 高齢、障害、保育施設等への抗原定性検査キット緊急追加配付

- 対象：令和4年1月27日付の国通知「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等について」の要件に該当する高齢、障害、保育施設等の職員・利用者
  - 抗原定性検査キット不足の中、区が在庫を確保し、国の優先付けに基づき随時検査（行政検査）の補完や濃厚接触者の待機期間短縮のための検査用として配付
- 【配付実績】 83,505キット

##### ④ 区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布（薬剤師会における配布事業）

- 対象：世田谷区民で65歳以上又は基礎疾患を有する方
  - 感染拡大により、不安を抱え検査を希望する対象者への対応として実施
  - 配布場所は世田谷薬剤師会・玉川祐薬剤師会会員のうち協力いただける薬局22箇所
- 【配布実績】 90,000キット

##### ⑤ 上用賀公園拡張用地における臨時検査会場の設置

- 新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴い、臨時の検査会場を設置。以下のいずれかに該当する方に対し、検査を実施（費用は有料（診察料））
  - ア：区民で抗原定性検査キットや東京都PCR等検査無料化事業で陽性となった方
  - イ：区内の陽性者が発生した社会福祉施設（高齢者施設等）で濃厚接触者となった利用者及び職員（区民以外含む）
  - ウ：上記ア、イの検査の結果、陽性者となった方と同居する方
  - エ：世田谷区民で陽性者となった方と同居する方
  - オ：区民で医療機関等の判断によりPCR検査受検の必要性が認められた方
  - カ：区民でかかりつけ医や地域の身近な医療機関での診療・検査が困難な方
- ※上記ア～オは無症状、カは有症状であること
- 【検査受付実績】 1,966件

##### ⑥ 東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携

- 川崎重工工業株式会社と協定を結び、東京都PCR等検査無料化事業に基づく無料PCR検査を区内で実施 ※開始時期、終了時期は各会場で異なる
  - 検査会場8か所（代田区民センター、宮坂区民センター、大蔵第二運動場屋外プール棟、玉川三丁目旧保育施設、旧松原まちづくりセンター施設、烏山区民センター広場、経堂駅前道路事業用代替地、玉川総合支所コミュニティ広場）
- 【検査実績】 80,425件

64

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ④ 検査 ウ 感染拡大に伴う緊急措置

【参考】各種検査と実施時期一覧

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布（区施設等における配布事業） →

医療機関への抗原定性検査キット配付 →

高齢、障害、保育施設等への抗原定性検査キット緊急追加配付 →

区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布（薬剤師会における配布事業） →

上用賀公園拡張用地における臨時検査会場の設置 →

東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携 →

●区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布（区施設等における配布事業）（令和4年1月） ●医療機関への抗原定性検査キット配付（令和4年1月～令和4年8月）

●高齢、障害、保育施設等への抗原定性検査キット緊急追加配付（令和4年2月～令和4年3月）

●区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布（薬剤師会における配布事業）（令和4年3月）

●上用賀公園拡張用地における臨時検査会場の設置（令和4年2月～令和4年3月）

●東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携（令和4年1月～令和5年5月）

65

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑤積極的疫学調査

■実施期間 令和2年2月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

感染症法第15条に基づき保健所は感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするため調査を実施。

#### ■詳細

●発生届が出された陽性者全員に、療養方針の決定、入院・宿泊調整、自宅療養者の健康観察、濃厚接触者の特定、勤め先や利用している施設への聞きとりほかを実施した。

●令和2年感染者数増加(第2波)により疫学調査、濃厚接触者、施設調査についてフェーズごとに庁内・部内応援体制を組み、さらに9月には、地域保健課を新設し、保健相談課の応援で濃厚接触者対応、施設調査等防疫対応を強化した。

●令和3年2月、疫学調査補助業務の一部を外部委託し入院調整・入院勧告・施設調査・濃厚接触者調査を実施。患者数増加を見据え2月から世田谷区自宅療養者健康観察センターを開設し外部委託をした。4月からHER-SYS(新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム)での患者管理を開始。

●令和3年感染者急増期(第6波)には療養サポートシート(検査受検時に配布し事前に本人の情報を電子申請で入力)の活用や年齢・重症度等を材料に調査対象者を限定することを行った。施設調査は重点化しながら、施設集団発生に対する施設調査に加え感染対策、社会福祉施設での療養相談、健康観察を実施。SNSを活用し陽性者へ情報提供を実施。

●令和4年9月、発生届の対象が限定化され保健医療体制の強化、重点化が進められた。陽性者急増期に疫学調査の部内応援を実施。

#### ■実績

・陽性者数(令和2年～令和4年9月25日):212,518件

・疫学調査(委託数)

患者調査

令和3年:13,472件 令和4年～令和5年5月7日:71,723件

・濃厚接触者調査

令和3年:6,857件

・施設調査件数

令和3年:1,078件 令和4年～令和5年5月7日:2,632件

66

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑥入院勧告・医療費公費負担決定

■実施期間 令和2年2月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づき、人への感染性があり、入院の必要性があると医師から診断された方には、家族や周囲の人に感染を拡大させないことと、適切な医療を受けていただく必要性から当該患者又はその保護者に対し説明し、書面で勧告した。

●また、入院勧告に基づいた入院期間中の医療費について、申請により医療費公費負担を手続きし、書面で医療費の一部又は全額の公費負担を決定した。

#### ■実績

令和2年度:2,308件

令和3年度:4,276件

令和4年度:4,686件

令和5年度(5/7時点):118件

67

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑦患者移送

■実施期間 令和2年3月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要

- 入院を要する患者及び宿泊療養施設等へ患者が入所する際の移動手段を確保した。
- 当初から民間救急事業者との契約で確保し、感染拡大により不足した場合は新たに別事業者と契約した。
- また、令和2年8月からは日産車体株式会社より無償貸与された特別仕様(運転席と後部座席の分離及び後部座席の陰圧加工)の車両の利用を開始した。
- 加えて令和2年10月から公益財団法人日本財団の災害支援活動として始まった、軽症者の移送を無償で実施する事業を令和2年12月～令和4年3月31日の事業終了まで活用した。

#### ■実績

令和2年度:1,814件  
令和3年度:3,548件  
令和4年度:3,087件  
令和5年度:83件

68

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑧証明書の発行 宿泊・自宅療養証明書を作成

■実施期間 令和2年6月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要

- 本業務は令和2年5月15日付厚生労働省の事務連絡により、患者が個人で加入する医療保険等の入院給付金の請求のために、宿泊療養又は自宅療養の証明書を求められた場合の提出書類を区において発行するよう求められたものである。
- 区では、第3波以降多量の申請・問い合わせにより業務がひっ迫し、令和3年8月には申請方法を電話から郵送へと変更する等業務改善を図った。
- また令和4年4月27日より厚生労働省提供のMy HER-SYSに療養証明発行機能が追加された。区も同年5月31日よりこれを用いて患者個人がインターネット上で発行する対応を基本とした。

#### ■実績

##### 申請書受理数

令和2年度:1,285件 (保健所職員にて対応)  
令和3年度:8,975件 (庁内応援にて対応)  
令和4年度:20,339件(外部委託にて対応)  
令和5年度(5/7時点):101件(外部委託にて対応)

※ 医療機関等より保健所へ発生届が提出されている患者が宿泊・自宅療養証明書の発行対象。

69

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑨物資

■実施期間 令和3年1月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

第3波での自宅療養者の急増に伴い、自宅療養者への適切な支援を行うことを目的に実施

#### ■詳細

①自宅療養者への生活関連物資支援

●東京都の物資配送を補完することを目的に、区独自の取組みとして、外部委託により希望者に飲料水等を配送。

●自宅療養者の中には、入院待機者もいるため食欲・体調などを考慮し、3日分の水分や消化のよい食料と生活用品を配付することにより、入院までの適切な支援を図った。

●運営体制

令和3年2月～8月 配付物品の確保・管理・梱包は区職員、配送のみ外部委託  
令和3年9月～ 配付物品の確保から配送までを外部委託化

②パルスオキシメーターの確保・貸出

自宅療養中の適切な健康管理を目的に、パルスオキシメーターを区が独自に確保し、希望者に貸出を実施

●総確保数・・9,160台(事業開始時点で500台、第6波までに9,160台を確保)

●総貸出数・・8,410台

●運営体制

令和3年1月 区職員による貸出(郵便を利用)

令和3年2月 パルスオキシメーターの管理・消毒は区職員、配送・回収のみ外部委託

令和4年1月 パルスオキシメーターの管理・消毒・配送・回収のすべてを外部委託

●その他として、約400台を診療所や関係機関へ貸与。

実績・・42,559件

(配付品)

イオン飲料3本、ゼリー飲料3個、カップスープ(顆粒)1箱(3袋入)、  
ボックスティッシュ1箱、トイレトーパー2個)

(経過)

令和3年2月 配付開始(イオン飲料2本、ゼリー等飲料3個)

令和3年4月 追加(トイレトーパー2個、ボックスティッシュ2箱)

令和3年6月 追加(カップスープ(顆粒)1箱(3袋入))

令和3年9月 追加(イオン飲料1本)

70

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑩医療提供体制 ア 世田谷区医師会、玉川医師会との連携

(世田谷区医師会による地域外来・検査センター開設、玉川医師会によるドライブスルー方式検査の実施、新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ同時流行対応)

■実施期間 令和2年4月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

①世田谷区医師会による地域外来・検査センター開設(令和2年5月～)

世田谷区医師会においては、令和2年5月1日より保険適用による検体採取等を開始し、肺炎等の疑いのある方を対象にCTIによる検査を開始した。

②玉川医師会によるドライブスルー方式検査の実施(令和2年5月～)

玉川医師会においては、5月13日からドライブスルー方式による検体採取を開始し、検査体制の拡充を図った。

③新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ同時流行対応(令和4年11月～)

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えるため、(ア)令和4年11月3日より、烏山総合支所内において発熱患者等の診療・検査スペースを拡充し、(イ)同年12月18日より、玉川診療所内敷地にて陰圧スペースを備えた検査車両を利用し、新型コロナウイルス及びインフルエンザの検査を実施した。

#### ■詳細

①世田谷区医師会による地域外来・検査センター開設(令和2年5月～令和5年5月)

【検査体制】 地域外来・検査センター開設し、医師や看護師等の配置による検体採取事業を世田谷区医師会への委託により実施した。

【実施件数】 49,041件

②玉川医師会によるドライブスルー方式検査の実施(令和2年5月～6月)

【検査体制】 玉川医師会に検体採取を委託したほか、看護師の配置や会場の設営・警備・消毒、検体検査、廃棄物処理を民間事業者への業務委託により実施した。

【実施件数】 26件

③新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ同時流行対応(令和4年11月～令和5年3月)

【検査体制】 (ア)世田谷区医師会に委託している烏山診療所に臨時診療・検査スペースを拡充し、(イ)玉川医師会に委託している玉川診療所の敷地内に陰圧スペースを備えた検査車両を設置し、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの検査を実施した。

【実施件数】 (ア)1,178件※、(イ)1,056件

※ 新型コロナウイルス感染症患者以外の烏山診療所の患者実績を含んだ数値

71

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑩医療提供体制 ア 世田谷区医師会、玉川医師会との連携(地区医師会による往診体制強化)

■実施期間 令和4年1月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

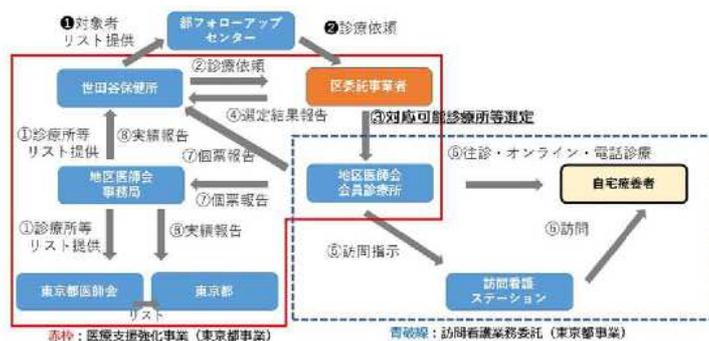
#### ■概要(目的)

●第3波、第5波による感染者の急増により、入院病床や宿泊療養施設の利用状況がひっ迫し、新規感染者の大半が自宅療養せざるを得ない状況となったため、自宅療養者の体調悪化時の支援体制の構築が急務となっていた。

●こうした状況を踏まえ、東京都では、先行して自宅療養者への往診対応を行っていた当区の取組みを参考に、地区医師会と各保健所、東京都の「自宅療養者フォローアップセンター」との連携によって、都内全域において、自宅療養者の体調が悪化した場合に速やかに地域の医師等による電話・オンラインや訪問による診療が受けられる体制を構築した。

●区では、第6波に備えるため、世田谷区医師会、玉川医師会と協議を重ね、両医師会の協力の下、東京都の事業を基とし、区の健康観察センター受託事業者を活用した往診体制を整備した。

#### ■詳細



●往診等対応実績・・・379件(令和3年度173件、令和4年度206件)

72

## コロナ禍における世田谷区医師会の活動記録

一般社団法人世田谷区医師会 医療安全対策部  
理事 岩澤 晶子

新型コロナウイルス感染症が日本に拡大しつつあった2020年春頃は、相談センターの電話が繋がりにくいという武漢渡航歴など行政PCR検査を受けられるハードルが高く、対応できる感染症指定病院が限られていたため医療難民と化した発熱患者が巷に溢れた。

世田谷区医師会はこの事態を何とかすべく、3月には保健所の行政検査に押しかけ女房的に協力を始め行政検査のキャパは大幅に増やした。しかし行政の検査機関、健安研が対応しきれず感染者が増えていくにつれ結果報告に何日もかかるようになった。そしてついに患者さんが自宅待機中にお亡くなりになるという痛ましい事態が区内で発生してしまっした。

我々世田谷区医師会は医療に携わる者として二度とこのような状況を繰り返してはならないと固く誓い、「必要な医療を必要な人に迅速に届ける」という当たり前の日常を取り戻すため、翌日結果報告が可能な民間検査業者導入を行政検査に強く求めると同時に、繋がりにくい相談センターの電話を介さず医師の判断で速やかにPCR検査ができるよう、医師会PCR検査センター設置に向けて動いた。

法律の壁に加え、前代未聞の事態のため行政の中でも担当部署がはっきりせず手続きが前に進まないという壁が立ちだかった。我々は各方面に働きかけ、嘆願書を出し、幾度となく区役所に足を運び、紆余曲折の末ようやく2020年5月1日、三軒茶屋の旧保健センター内に世田谷区医師会PCR検査センターを立ち上げた。

こうして世田谷区内の医療機関から依頼のあった患者さんに保険診療でPCR検査を即日実施、翌日結果報告出来る体制がスタートした。ドライブスルーや検査BOXなど「映える」設備は何も無いが、患者さんのために何が出来るか、どうありたいか、理想を持ち寄り、1つ1つ血の通った機能として具現化してきた。それこそが世田谷区医師会PCR検査センターの最大の特徴である。

## コロナ禍における世田谷区医師会の活動記録

一般社団法人世田谷区医師会 医療安全対策部  
理事 岩澤 晶子

即日検査のため検査時間は診療時間に合わせ午後と夜間。土日年末年始含め365日年中無休翌日結果報告。事務局の皆さんと臨時スタッフ、検査会社の協力なしには成り立たない体制だった。そして全ての検査枠を有志協力会員の出務のみでまかなった。シフトの管理だけでも大変な労力だった。出務のために感染弱者の同居家族を親族に預けた役員、度重なる出務に健康を害した役員もいた。出務予定医が時間に間に合わない時は近隣の先生が急遽ピンチヒッターに入って下さった。

主治医から検査依頼を受けて検査し、主治医に結果報告、主治医が患者さんに結果連絡し発生届提出を基本としたが、陽性判明者はすぐに医師会から簡易第一報を保健所に提出し、仮発生届とすることを認めていただいた。主治医からの発生届提出を待たず自宅待機中の陽性患者さんと保健所を少しでも早く繋げるためである。

品薄のパルスオキシメーターを役員の先生方がかき集め、自宅療養中の悪化に早急に対応できるよう全国に先駆けてパルスオキシメーターを貸し出す体制を構築した。

役員の病院の協力で血中酸素飽和度がすでに低い患者さんは、検査結果を待たずグレーで入院受入可能な後方支援ベッドを確保していただいた。

在宅患者さんは患者宅で主治医が採った検体をPCR検査センターに持ち込んでもらった。2020年冬からはインフルエンザ検査も行い陽性者には抗インフルエンザ薬を処方した。

旧保健センターのCTを再稼働させPCR検査に来た患者さんに出務医師の判断で即日CT検査も施行。読影医がその場でレポートを作成、CD-Rに焼いた画像と共に患者さんに持ち帰らせ主治医にフィードバックした。肺炎像の状況により現地スタッフが入院を手配した。

74

## コロナ禍における世田谷区医師会の活動記録

一般社団法人世田谷区医師会 医療安全対策部  
理事 岩澤 晶子

行政検査と共同で同じ設備を使用したので消毒業者による毎日の清掃やPPI手配、看護師、CT検査技師や読影医の手配など手厚い行政のバックアップをいただいた。

検査待ち、結果待ちを無くし、自宅療養中の悪化を防ぎ医療難民を出さない。その一心で機能をブラッシュアップしていった。他に類を見ない手厚い対応システムだったと自負している。

と同時に、なぜもう少し早くこの体制が出来なかったかと悔やまれる。救えたかもしれない命を救えなかった無念。入院すらできず自宅待機中に死なせた罪悪感。法律の縛りや手続きの壁の前に我々がグズグズ立ち止まっている間に、コロナは誰かの大切な人の命をいともたやすく奪っていった。こんな敗北感、屈辱感は二度と味わいたくない。必要な医療を必要な人に届ける。患者さんが自宅待機中に亡くなるような悲劇を二度と繰り返さないために、医師会役員、協力有志会員、事務局がONETEAMで信念と覚悟を持って走り続けた。

拡大し続けるPCR検査需要に応えるため、東京都医師会を通じて静岡の業者よりトレーラーハウスを3台無償貸与していただき都立松沢病院敷地内に設置。役員が集まりブルーシートと土嚢でトレーラーハウス間に雨よけの屋根をかけ、簡易流し台も作成、2020年12月、文字通り手作りの世田谷区医師会付属八幡山救急診療所を開設した。区北西部の検査体制を拡充すると共に、大学運動部の寮や老人施設などのクラスター発生時の集団検査拠点とした。自然豊かな松沢病院敷地内では冬の寒さ夏の暑さに加え、トレーラー内に飛び込んでくるセミや大量に降り注ぐ落ち葉とも戦った。

2箇所のPCR検査センターは2022年に松沢病院東門側にあらためて作られたプレハブの大きなバリアフリーの施設への統合を経て2023年にコロナが5類になりPCR検査センターとしての役割を終えるまで、実に約5万人もの検査を行い、約15,000人の陽性者を検出した。最大検査数はデルタ株流行の第5波2021年8月の3,728人、陽性率最大はオミクロン株流行の第7波2022年7月の70.4%であった。

75

## コロナ禍における世田谷区医師会の活動記録

一般社団法人世田谷区医師会 医療安全対策部  
理事 岩澤 晶子

発熱外来の拡充にも邁進した。一般医療機関での発熱外来が認められるようになった2020年10月より、うめとびあの世田谷区医師会初期救急診療所に各種補助金を投入し、クリーンエアパーテーションはじめ感染症対策設備を拡充。従来行えなかったPCR検査を内科ブースで開始。小児の感染者増加に伴い2022年4月から小児科ブースもPCR検査対応とした。内科小児科合わせて発熱外来として感染状況に応じ1日最大200人受け入れ可能な体制で稼働している。

烏山総合支所地下にあり換気の悪かった世田谷区医師会附属烏山診療所は、当初検査機能を八幡山救急診療所に分業していたが、2022年10月からは2階の会議室を利用させていただき感染症対応診察ブースを設置、発熱外来として1日最大100人受け入れ可能になった。患者さんが地下の診療所受付、薬局と2階の診察ブースを行ったり来たりしなければならぬ動線、二つのフロアのスタッフ同士の連絡伝達が難しい点、毎回スタッフが診察ブースを設営、撤去しなければならない点など効率的に運営できない課題も多く、区北西部の発熱外来拠点として早期に更なる改善が求められる。

2022年冬のインフルエンザシーズンには一般医療機関の発熱外来対応医療機関約300ヶ所をHPで公開、発熱外来から溢れた患者さんの受け皿として八幡山救急診療所の予約を可能にし、コロナとインフルエンザ検査に加え簡単な処方にも対応した。

コロナワクチン接種が始まった時は会員向けに筋肉注射やワクチンの取り扱い方法の勉強会や動画作成を行い集団接種にも出務した。とりわけ医療従事者の優先接種では東京都の開発した優先予約システムが事実上稼働しなかったため、医師会事務局がアナログ対応で会員のみならず薬剤師、歯科医師、看護師、救急隊員、消防、レスキュー隊員にいたるまで約10,000人以上の優先接種予約を管理した。

## コロナ禍における世田谷区医師会の活動記録

一般社団法人世田谷区医師会 医療安全対策部  
理事 岩澤 晶子

コロナ禍との戦いは困難の連続であったが、一方で私達に新たな出会いと絆をも生み出した。そしてコロナ禍と戦う武器もまた、人々が協力し、団結する事であると気付かされた。

2021年のデルタ株では肺炎症状患者さんの入院先探しに苦慮し、救急隊と酸素吸入を何時間も続けた。最後の酸素ポンプを使い切っても搬送先が見つからず、サチュレーションモニターを持たせて自宅まで医師会の車で送って行ったこともある。オミクロン株では診ても診ても大量の患者さんが押し寄せたため検査会社の解析能力が限界を超え、結果報告が深夜になる日もあった。陽性率が70%にもなり、大量の発生届記入やHER-SYS入力に深夜までかかった。事務局員と役員が手分けして結果報告や発生届記入やHER-SYS入力を行った。これまでになく役員同士、事務局職員との結束も深まった。

共にコロナ禍を戦った行政からはPCR検査センターへの強力なバックアップのみならず、2カ所の医師会初期救急診療所で発熱外来を運営するための感染症防止対策強化に多大な御協力をいただくなど本当に感謝している。出務に協力して下さる先生、エールを送って支えて下さる先生、情報を提供して下さる先生。コロナ関連の出務を躊躇する人が多かった時期から勇気を持って共にPCR検査センター運営に協力して下さった方々。365日検体回収と翌日結果報告して下さった検査会社。法律の縛りがまだ厳しい時期に柔軟に対応して下さった担当部署の方。入院調整など1番大変な時に御尽力いただいた。トレーラーハウス3台を無償貸与して下さった静岡の会社。手作りのフェイスシールドやマスク、保湿クリームなどの寄付。小さなお子さんからの励ましのお手紙など、どれも大変勇気づけられた。

## コロナ禍における世田谷区医師会の活動記録

一般社団法人世田谷区医師会 医療安全対策部  
理事 岩澤 晶子

今、コロナ禍は過去になりつつある。感染症は自然災害と同じで一度で終わりではない。次にまた未知の感染症が入って来た時に、今回と同じ過ちを繰り返さぬようコロナの教訓を生かさねばならない。

形骸化した法律や制度が現場の足を引っ張らないよう柔軟な対応を認めること。速やかに感染弱者と切り離して転用使用できる施設を平時から想定して区内に数ヶ所指定しておくこと。病院や一般開業医は本来感染弱者が多い施設なので素早い初動体制には適さない。PCR検査センターや発熱外来などをすぐに開設できるハコを準備しておくことが重要だ。

きちんと教訓を生かして次に備えることこそ尊い命を犠牲にしてしまった償いだと思っている。

## 新型コロナウイルス感染症対応の記録

一般社団法人玉川医師会 会長 池上 晴彦

### < 第一波 >

2019年12月中国武漢に始まり、2020年1月15日に国内最初のCOVID-19患者、間もなく世田谷区でも感染者が確認された。当初は繁華街中心の感染とされてきたのが、3月花見シーズンから市中感染が広がり東京五輪の延期も決定、著名人の死亡の報道も相次ぎ、発熱があっても何日かしないと検査できない、検査のニーズに追い付かない状態が続いたこともあり、世田谷区及び世田谷区医師会、近隣基幹病院や専門家との緊密な連携を重ね、4月7日国から緊急事態宣言発出、4月8日 世田谷保健所による行政検査が開始。5月13日 玉川医師会では独自のドライブスルー方式のPCR検査センターを開設し、検査ニーズに少しでも応じる体制を作り、次第に感染者の減少につながった。

### < 第二波 >

7月から若者中心に感染者数が増加したが、次の感染者増に対応するために当医師会では、5月27日から玉川病院敷地内に、7月から関東中央病院に続けて2つのPCR検査センターを開設するなど、検査体制のさらなる拡充をはかったことと飲食店への時短要請で、重症者や死者は抑えられていた。

一方で当初は軽症でも感染拡大防止のため隔離を目的とした入院が必要だったこともあり、第一波に比べ、入院者は増加した。

### < 第三波 >

9月からHER-SYSシステムの運用が開始され、10月から各医師会員のクリニック・医院においてもPCR検査を開始、年末年始には医師会休日夜間診療所での抗原検査を用いた発熱外来を開設し、クリスマス・忘年会などにより患者が急増し、2回目の緊急事態宣言を発出される事態へ対応した。

## 新型コロナウイルス感染症対応の記録

一般社団法人玉川医師会 会長 池上 晴彦

### < 第四波 >

2021年4月24日医療従事者が先行して二子玉川会場中心にワクチンの集団接種が開始され、内科小児科のみならず多くの医師会員の協力のもと5月3日から高齢者より開始され、

- 6月21日から各クリニック、診療所における個別接種開始
- 6月22日から日本体育大学をはじめとする職域接種
- 7月14日から夜間接種(二子玉川会場)

とワクチン接種を進めたが、英国由来の変異株A株により患者数増大し、病床のひっ迫が起こり、3回目の緊急事態宣言の発出を要した。

### < 第五波 >

春から夏にかけてワクチン接種が進んだが、重症化・感染力とも強いデルタ株が猛威を振るったため、陽性者も重症化する方も激増し、本来入院が必要でも入院先が見つからないケースが続出、医師会の在宅医療チームが中心となり、往診と在宅酸素療法などで対応した。

保健所の業務のひっ迫に伴い、9月から陽性者に対する架電による健康観察がかかりつけ医の中核となる医師会員が担うことになり、陽性患者の管理上の責任が一層増した。1年延期された東京五輪も、緊急事態宣言の中でほぼ無観客での開催という異例の事態となった。

80

## 新型コロナウイルス感染症対応の記録

一般社団法人玉川医師会 会長 池上 晴彦

### < 第六波 >

2022年1月、あらたな変異株オミクロンの登場により急激に感染者の増大があったが、感染力が非常に強い一方で、重症化はしにくく、積極的なワクチン接種の影響もあり、重症化率は低下した。

また2021年末に特例承認により使用可能となったラゲブリオは、初めての抗コロナ剤として、とくに重症化リスクの高い方に対して投与されるようになったことも重症化予防におおいに影響を及ぼし、2022年にはパキロビットバック、ゾコーバと抗コロナ剤が続き、治療の選択の幅が広がった。

### < 第七波、八波 >

2022年7月から9月までの第七波、10月から2023年1月までの第八波は、オミクロン株の性質から、患者数はさらに増大する一方で重症化率は低かった。また同年9月からコロナの全数届出が見直され、高齢者と有基礎疾患患者における管理に重点をおくことになった。

一方で前年度まで流行のなかったインフルエンザ感染が12月から同時流行したこともあり、医師会休日夜間診療所の発熱患者の対応には、インフル・コロナ抗原検査キットを積極的に活用した。コロナ感染に伴う死者の死因は感染によるものより、基礎疾患の悪化によることが注目された。このため、かかりつけ医の中核となる医師会員は、感染予防指導に加え、基礎疾患の管理治療の重要性を改めて認識し、日々の診療にあたることになった。

81

# 新型コロナウイルス感染症対応の記録

一般社団法人玉川医師会 会長 池上 晴彦

## < 第九波以降 >

第九波は2023年4月に始まったが、5月8日に感染法上の分類が2類相当から5類に変更されることにより陽性者の管理体制が変化したため、実態の把握が困難となった。いわゆる「コロナ後」ないし「コロナ明け」となり、世の中でのマスク着用の義務や飲食やイベントの制限はなくなり、オミクロン系統を主流とする感染は重症化しにくいものの、基礎疾患のある方や高齢者、ワクチン未接種の方では重症化することがあり、医師会としては休日夜間診療所において発熱者の診療を続け、医師会員は個別の医療機関において、一般診療と並行して引き続き発熱者診療とワクチンの個別接種(2023年12月をもって世田谷区において集団接種終了)を継続していくと同時に、今後襲来する可能性のある新興感染症に対して世田谷区、世田谷区医師会、都医師会と緊密に連携して備えていく必要があると考えられる。

※ドライブスルー  
方式PCR検査



※新型コロナワクチン医療従事者接種会場

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑩医療提供体制 イ 区による医療提供支援(区独自の健康観察体制)

■実施期間 令和3年2月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

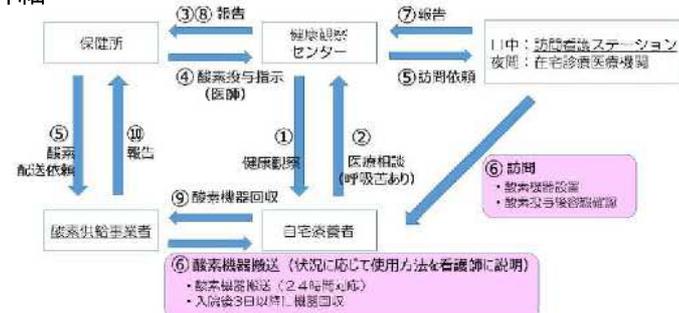
第3波での自宅療養者の急増に伴い、自宅療養者への適切な支援を行うことを目的に実施。

●第3波においては、新型コロナウイルス感染症者の急増に伴い、医療機関や宿泊療養施設がひっ迫したことを受け、区内の自宅療養者も急増した。自宅療養者の中には、高齢者かつ症状が継続している入院待機者もあり、区による自宅療養者に対する支援体制の構築が求められた。

●上記課題に対し、区は、「世田谷区自宅療養者健康観察センター」を設置し、「架電による健康観察」「医療相談窓口」を一体で実施できる事業者に運営を委託し、自宅療養者の症状等により診療の必要がある場合は、「オンライン・訪問診療、薬剤配送等」につなぐことも可能な独自の往診体制を全国に先駆けて構築した。令和3年9月には、「世田谷区自宅療養者健康観察センター」(架電)と「世田谷区自宅療養者相談センター」(受電)にわけ、自宅療養者の支援を強化した。

●令和3年5月、今後想定される感染急拡大に備え、区は入院病床や宿泊療養施設のひっ迫も見越して、自宅療養中に酸素吸入が必要となる中等症程度の感染者に対して、民間事業者と連携し、酸素吸入を行う仕組みを導入した。

#### ■詳細



- 世田谷区自宅療養者健康観察センター(架電・受電数)令和3年2月より設置。  
受電:6,869件(令和2年度72件、令和3年度:3,454件、令和4年度:3,244件、令和5年度99件)  
架電:64,969件(令和2年度811件、令和3年度43,464、令和4年度20,241件、令和5年度453件)
- 自宅療養者相談センター(受電数)令和3年9月より設置。  
受電:56,098件(令和3年度6,745件、令和4年度48,772件、令和5年度581件)
- 酸素供給  
実績:84件(令和3年度69件、令和4年度15件)

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑩医療提供体制 イ 区による医療提供支援(世田谷区酸素療養ステーション(入院等待機施設)の設置・運営)

■実施期間 令和3年8月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

●第5波による感染者の急増により、入院病床や宿泊療養施設の利用状況が再びひっ迫し、新規感染者の大半が自宅療養せざるを得ない状況となり、療養中に体調が急変し、酸素投与が必要になる患者も増加した。

●このような状況を踏まえ、区は、医療職の管理の下、入院治療待ちの患者、また、自宅療養中に体調が急変した患者に対して、酸素投与を行うことにより、重症化を予防し、入院治療までの間、患者に必要な支援を行うことを目的として、世田谷区酸素療養ステーションを開設した。

●第6波以降は変異株の影響により重症化する事例が減少し、見守りが必要な軽症者や同居の家族からの隔離目的による利用が大半となったため、令和4年度以降は「入院等待機施設」として位置付けを変更した。

#### ■詳細

【令和3年8月～10月】

- 設置場所:区内医療機関の空きフロアを活用
  - 位置づけ:新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設
  - 体制:医師1名、看護師2名、事務1名
  - 定員:7名
  - 利用実績:14名
- ※入所対象者の当該施設及び病院搬送は、民間救急事業者を区が手配  
※入所者の食事は、当該医療機関の食事を利用

【令和4年1月～令和5年5月】

- 設置場所:区内社会福祉施設を1棟借り上げて設置
  - 位置づけ:新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設
  - 体制:医師1名、看護師2名、事務1名、ドライバー1名
  - 定員:16名
  - 利用実績:252名
- ※入所対象者の当該施設及び病院への搬送は、運営委託事業者が実施  
※入所者の食事は、運営委託事業者が用意

84

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑩医療提供体制 イ 区による医療提供支援(医療機関によるオンライン診療等体制の確保)

■実施期間 令和4年8月～令和5年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

●感染拡大に伴う地域医療の発熱外来ひっ迫を解消するため、医療機関による重症化リスクの低い区内在住者等(有症状者)を対象としたオンライン診療等体制の確保を実施。

●オンライン診療のほか、抗原定性検査キットや薬の自宅配送も実施(いずれの配送も世田谷区内在住者が対象)

●また冬に季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されたことから、令和4年12月より、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時検査・オンライン診療体制及び対面診療で行う「小児専用同時検査・診療」体制を確保した。

#### ■詳細

各実績は以下のとおり

- 小児専用 同時検査・診療所 診療件数:203件
  - 新型コロナ・インフル同時検査  
世田谷地域会場: 88件 北沢地域会場: 41件 砧地域会場:119件
  - オンライン診療 診療件数:3,322件
- ※上記は「新型コロナの検査→オンライン診療」及び「新型コロナ・インフル同時検査→オンライン診療」の実績の合算値。

85

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑪ワクチン接種

■実施期間 令和3年2月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

#### ■概要(目的)

##### ①コールセンターの設置(令和3年2月～)

ワクチン接種に関する区民からの相談受付や予約代行等の体制確保のため、世田谷区新型コロナワクチンコールを設置。

##### ②ワクチン接種の実施(令和3年4月～)

感染拡大防止及び重症化予防のため、国の通知等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を実施

##### ③区によるワクチン接種に向けた取組み

###### ア:高齢者施設における接種(令和3年4月～)

高齢者施設におけるクラスター抑止を最優先するため、高齢者施設入所者等への接種対応として施設への巡回接種を実施

###### イ:集団接種会場の設置(令和3年5月～)

世田谷区医師会や玉川医師会、区内の医療機関に協力を得ながら、区立施設内に集団接種会場を設置

###### ウ:高齢者等の予約支援(令和3年5月～)

自身での接種予約が困難な高齢者等に対し、各まちづくりセンターにて、相談対応・予約代行等の支援を実施

#### ■詳細

##### ①コールセンターの設置(令和3年2月～)

各種接種の開始時等、架電の集中時期に合わせて受付回線数を調整し対応。各月の回線数及び受付件数は次ページ参照

##### ②ワクチン接種の実施(令和3年4月～)

各種詳細は88ページ参照

##### ③区によるワクチン接種に向けた取組み

###### ア:高齢者施設における接種(令和3年4月～)

巡回した施設数:216施設 接種実績:約34,000回(入所者のみ)

###### イ:集団接種会場の設置(令和3年5月～)

主な会場は以下のとおり(開始時期、終了時期は各会場で異なる)

世田谷地域 6会場(世田谷産業プラザ、世田谷文化生活情報センター、桜丘区民センター別館、桜丘ホール、宮坂区民センター、弦巻区民センター、上馬地区会館)

北沢地域 3会場(保健医療福祉総合プラザ、北沢タウンホール、代田区民センター)

玉川地域 3会場(玉川区民会館、旧二子玉川仮設庁舎、深沢区民センター)

砧地域 4会場(砧総合支所、大蔵第二運動場、喜多見東地区会館、希望丘区民集会所)

烏山地域 3会場(烏山区民センター、上北沢区民センター、粕谷区民センター)

###### ウ:高齢者等の予約支援(令和3年5月～)

各まちづくりセンター(28箇所)で予約代行等の支援を実施

86

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1)令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑪ワクチン接種

#### ◆コールセンター受付件数◆

	令和3年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
回線数		20	20	20 ⇒70	70	70 ⇒83	83	83	42	42	30	100
受付件数		303	946	45,705	147,327	74,413	98,461	81,340	31,008	11,456	7,144	8,760
		コールセンター開始		初回接種開始	集団接種開始						3回目接種開始	

	令和4年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
回線数	150	150	150	70	50 ⇒150	150	150	100	85 ⇒150	150	150	131
受付件数	49,356	104,544	36,875	16,037	10,676	15,084	56,183	42,446	24,062	41,532	61,818	18,599
	小児接種開始				4回目接種開始				令和4年秋開始接種開始			

	令和5年			
	1月	2月	3月	4月
回線数	80	50	30	30
受付件数	9,431	5,134	3,980	3,342

87

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑪ ワクチン接種

##### ◆各接種の詳細◆

##### ① 初回接種(1回目・2回目あわせて)(令和3年4月～)

【特徴】  
1回目接種から21日経過後(モデルナ社製は28日経過後)に2回目を接種  
※生後6か月～4歳はその後56日経過後に3回目を接種することで初回接種完了  
使用ワクチン:ファイザー社製・モデルナ社製1価ワクチン  
ノババックス社製ワクチン

【対象者】  
当初:16歳～  
現行:生後6か月～(変更日:令和4年10月)  
【接種実績】  
1,472,017回(令和5年5月時点)

##### ③ 4回目接種(令和4年5月～)

【特徴】  
3回目接種から3か月経過後に4回目を接種  
使用ワクチン:ファイザー社製・モデルナ社製1価ワクチン  
ファイザー社製・モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン  
(令和4年9月～)  
ノババックス社製ワクチン

【対象者】  
当初:60歳～、基礎疾患のある方  
現行:60歳～、基礎疾患のある方、医療従事者等(変更日:令和4年7月)  
12歳～(変更日:令和4年9月)  
【接種実績】  
365,721回(令和5年5月時点)

##### ② 3回目接種(令和3年12月～)

【特徴】  
2回目接種から3か月経過後に3回目を接種  
使用ワクチン:ファイザー社製・モデルナ社製1価ワクチン  
ファイザー社製・モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン  
(令和4年9月～)  
ノババックス社製ワクチン

【対象者】  
当初:18歳～  
現行:5歳～(変更日:令和4年9月)  
【接種実績】  
611,453回(令和5年5月時点)

##### ④ 令和4年秋開始接種(令和4年9月～)

【特徴】  
従来型ワクチンによる接種から3か月経過後に接種(最大で5回目の接種)  
※令和4年秋開始接種として、期間中1人1回の接種  
使用ワクチン:ファイザー社製・モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン  
ノババックス社製ワクチン

【対象者】  
当初:12歳～  
現行:基礎疾患のない5～11歳(変更日:令和5年3月)  
【接種実績】  
371,298回(令和5年5月時点)

88

## 2 世田谷区における主な取組み

### (1) 令和2年1月～令和5年5月7日

#### ⑪ ワクチン接種

##### 【参考】各接種の実施時期一覧



- 初回接種(1回目・2回目あわせて)(令和3年4月～)
- 3回目接種(令和3年12月～)
- 4回目接種(令和4年5月～)
- 令和4年秋開始接種(令和4年9月～)

89